

## 平成19年第8回（12月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月10日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	3
議会報告第12号 諸般の報告について	4
議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について	6
議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について	7
議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	12
議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について	16
議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について	17
議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について	18
議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につ いて	18
議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について	18
議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	18
議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	18

議案第 9 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	2 8
散 会	2 9

第 2 日 1 2 月 1 1 日 (火曜日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 2
欠席議員	3 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 2
開 議	3 3
諸般の報告	3 3
議事日程の報告	3 3
一般質問	3 3
田 辺 雅 巳 君	3 3
田 中 元 君	4 1
散 会	4 7

第 3 日 1 2 月 1 4 日 (金曜日)

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	5 0
欠席議員	5 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 0
開 議	5 1
議事日程の報告	5 1
議案第 8 5 号 出雲崎町過疎地域自立促進計画 (後期) の変更について	5 1
議案第 8 6 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例制定について	5 1
議案第 8 7 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 1

議案第 90 号	公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について	5 1
請願第 4 号	平成 20 年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書について	5 1
議案第 88 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	5 4
議案第 89 号	出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 4
議案第 91 号	町道の路線認定及び路線変更について	5 4
請願第 5 号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について	5 4
陳情第 4 号	道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択について	5 4
議案第 92 号	平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 8 号）について	5 9
議案第 93 号	平成 19 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	5 9
議案第 94 号	平成 19 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について	5 9
議案第 95 号	平成 19 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 9
議案第 96 号	平成 19 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	6 0
発議第 7 号	道路整備財源の制度堅持に関する意見書について	6 2
所管事務調査報告（総務文教常任委員会）		6 4
議員派遣の件		6 5
委員会の閉会中継続調査の件		6 6
閉 会		6 6
署 名		6 7

平成19年第8回（12月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
12月10日	月	本会議第1日目（招集日）
11日	火	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
12日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
13日	木	休 会（議案調査）
14日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

( 12 月 10 日 )

## 平成19年第8回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成19年12月10日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第12号 諸般の報告について
- 第 6 議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第 7 議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 8 議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について
- 第12 議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について
- 第13 議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について
- 第14 議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	欠員	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（南波榮一） ただいまから平成19年第8回出雲崎町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

- 議長（南波榮一） 議会運営委員長から、12月4日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（南波榮一） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（南波榮一） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小林泰三議員及び2番、田中政孝議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（南波榮一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの5日間に決定しました。

---

◎議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第3、議会報告第10号 例月出納検査結果の報告を行います。

例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配付いたしましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（南波榮一） 日程第4、議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告を行います。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によ

り、お手元にお配りしました請願文書表及び陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

◎議会報告第12号 諸般の報告について

○議長（南波榮一） 日程第5、議会報告第12号 諸般の報告を行います。

まず、議長から報告します。

去る11月29日に高橋速円議員から議員の辞職願が提出されました。地方自治法第126条ただし書きの規定により、議長においてこれを許可し、同日付で通知しましたので、報告します。

また、高橋速円議員の辞職に伴い、欠員となりました議会報特別委員に、委員会条例第7条第1項ただし書きの規定により、日山正雄議員を選任しましたので、報告します。

次に、新潟県町村議会議長会臨時総会について報告します。11月9日付で津南町の高橋満男氏が津南町議会議長を退任したことに伴い欠員となりました会長選出のため、去る11月27日に臨時総会が招集されました。新会長には、湯沢町の高野栄司議長が、新副会長には聖籠町の高松春雄議長が、新監事には関川村の近良平議長がそれぞれ選任されました。

次に、第51回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月30日に東京NHKホールにおいて、全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配付しましたとおり、特別決議2件を含む15件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣への要望活動の実施が決定されました。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る10月3日に派遣した新潟県町村議会議長会主催の議長、副議長、委員長研修について、山崎信義議員から報告がありました。山崎信義議員の発言を許します。

9番、山崎信義議員。

○9番（山崎信義） 10月の3日に議員派遣ということで、県の自治会館に行ってまいりました。報告書のとおりでございますが、若干つけ加えさせていただきます。

参加町村は15町村でございますが、項目ごとに説明してありますが、特に権限移譲に関しては、平成20年度移譲要望として9月時点で42項目あるということでございます。当町においては、既に議会で発表がありますが、一般旅券の発給等に関する事務を20年度要望として出ております。それから、人事院勧告等については、報告のとおりでございます。

それと3番目の事務局からの議会運営をめぐる事例についての説明でございますが、これは起立表決、それから投票による表決、簡易表決、それから討論をめぐる問題、一般質問の問題について事務局から説明がございました。

4番目には、小熊副知事から「これからの新潟県」と題しまして、諸般の問題等々につきましても、所管のお話がございました。このほかに旭山動物園の取り組みの例もありましたけれども、夕張市の例も資料に基づきましてお話がありました。

評論の話では、有馬先生のほうから新聞等で報道されている事態についての個人的な意見を含めての話がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（南波榮一） 次に、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る11月27日に11月定例会が開催され、山崎信義議員とともに出席してまいりました。

会議結果について、山崎信義議員から報告します。

9番、山崎信義議員。

○9番（山崎信義） それでは、報告をさせていただきます。

去る11月27日に長岡市役所の4階大会議室におきまして、当組合議会が開催されました。今回市議会議員の補選がありまして、和島の池田弥さんがかわって当広域行政組合議員になられました。議席は4番ということでありまして。あと決算が主でございますので、そこに書いてあるとおりでございますが、一般会計のほうでは当町の負担金は9万円でございます。

次の地方拠点基金事業特別会計のことでございますが、これは財産収入の地方拠点基金運用益金で事業を展開しているものであります。基金現在高は20億円でございます。なお、構成5市町村では平成11年の10月1日から公共施設の相互利用に関する協定書を締結しまして、公共施設の相互利用を行っておりますが、このたび構成市町村における相互利用施設に施設名称あるいは所在地等の変更を生じたために、所要の変更を行う必要が生じ、今議会にお願いしたいのでよろしくお願ひしたいという話がありました。議案第90号で載っておりますので、後ほどご審議いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） 次に、後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る11月27日に開催された11月臨時会の会議結果について、中野勝正議員から報告がありました。

中野勝正議員の発言を許します。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） 報告させていただきます。

去る11月27日におきまして、新潟県自治会館本館3階301会議室におきまして、新潟県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されました。その案件については、お手元に配付したとおりでございますが、一部内容等を報告させていただきます。

発議番号4番におきまして、後期高齢者医療制度の円滑な施行に関する意見書の提出につきましては、別紙のとおりになっておりますが、これは起立表決しまして、原案可決させていただきました。

議案番号35から43番、別紙にて報告してあるとおりでございます。

請願番号1番、2番、同じ内容でございますが、後期高齢者医療制度の充実を求める請願については、起立採決の結果、不採択になりました。

以上、報告を終わります。

○議長（南波榮一） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

○議長（南波榮一） 日程第6、議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第85号につきましてご説明を申し上げます。

現在の後期過疎計画につきましては、平成21年度までの時限立法であります。過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして計画を進めておりますが、整備区分ごとに新たな項目の追加の場合に、また計画額が区分全体の2割を超える場合、知事への変更協議、議会の議決が必要となっております。

本年度は、当初で水産物共同荷捌き所強化工事として、既存の荷捌き所の補強工事を予定しておりましたが、中越沖地震で大きく被災しております。

補強工事では維持が不可能なため、今後は国県補助、復興基金事業により新たに建設することとなり、町補助分が過疎債の対象事業になることから、後期過疎計画の産業の振興の中に経営近代化施設として水産物共同荷捌き所新設事業を追加し、実施するものであります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 今ほどの町長の提案理由のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

過疎計画の変更につきましては、議会提案前に事前に知事への変更協議が必要となっております。これにつきまして11月27日付で変更協議を終了しております。また、別紙で変更後の追加事業を載せてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ちょっとお聞きしたいのですが、この後の予算との関係もちょうと含まれてくるのでちょっとお聞きしたいと思っています、わかりませんので。

予算では、293ページに水産物共同の関係の工事減が1,600万円ありますが、それに新たにこれ新設事業ということで書いてあるのですが、この関係でいえばどういうふうになっているのか、理解

ちょっとできないので、一応計画して減になったのをまた新たに設けるといような、どういものなのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（南波榮一） 産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） 今ほどのご質問でございますけれども、予算で減になっているものは、事業の種目が違うということで、当初県単事業で強化工事ということでお認めいただいたのですが、この中越沖地震でそれではもう対応できないほどの被害を受けたということで、今回水産庁、県等と相談して、強い水産業づくり交付金ということで、災害が原因なのでございますけれども、災害に通常事業で採択していただけるというところに、そういうふうには話が決まりまして、これから予算的なものはまたこの議会にお願いするというところでございます。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第85号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第7、議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第86号につきましてご説明を申し上げます。

本年10月1日から日本郵政公社が行っていた郵便、郵便貯金、簡易保険の3つの事業が民営化され、持株会社を含め、5つの会社に分かれ、民営化されております。これに関連いたしましての必要な条例改正を一括行うものであります。

第1条の政治倫理の確立のための出雲崎町長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきましては、条例中の「郵便貯金」の字句を「貯金」に改め、他の民間金融機関と取扱いを合わせるものであります。

第2条の出雲崎町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、郵政省、郵政公社時代から、占用条例第3条で、郵便ポストの占用料の減免を規定しておりましたが、民営化に伴いまして、国、県と同様に、条例本文から減免規定を削るものであります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

第1条の資産公開条例の一部改正につきましては、郵政民営化に伴いまして、郵便貯金という名称がなくなりまして、農協が貯金という字句を使っておりますが、農協と漁協、新漁連と同様に貯金という表現に取り扱いを合わせるといふものでございます。

第2条の道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、条例中では郵便差出箱というふうなものでございました、普通の郵便ポストのことでございますが、占用条例中の第3条におきまして、公共性の高いものについて占用料の減免を規定しておりました。民営化によりまして、旧日本郵政公社のポストの占用の減免につきまして、本文から削ることといたしまして、ただし新潟県が同様に本文から既に削除しておりますが、それとは別に引き続き減免の方針を打ち出しております。本町も同様に今後も町の条例の条項で減免の方向で対応したいと考えているところでございます。

また、町道敷のポストの数につきましては、町内6カ所でございます。本来ですと、1カ所当たりは年間450円、全体で2,700円というふうなことになりますが、引き続き無料というふうなことで手続をさせてもらうというふうなことになります。

また、附則につきましては、郵政省、日本郵政公社時代のものの読みかえを規定しているものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第86号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第8、議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第87号につきましてご説明申し上げます。

本年度国の人事院勧告では、国家公務員給与と民間給与との格差0.35%を埋めるための初任給、若年層に限定した給料月額引き上げ、子等に係る扶養手当の引き上げ、期末勤勉手当0.05カ月分の引き上げ勧告が行われております。

また、新潟県人事委員会におきましても、給料月額引き上げ、子等に係る扶養手当の引き上げについて、同様の勧告をしておりますが、期末勤勉手当の支給割合については、新潟県と民間とは

おおむね均衡しているとして、支給月額を引き上げは行わないこととしております。

本町におきましては、人事院の勧告内容をもとに、より地域にあった地方公務員の給与水準をと  
いうことで、新潟県人事委員会の勧告を参考といたしているところであります。

この対応につきましては、県の対応と同様に、若年層に限定した1級から3級職までの給料月額  
の引き上げと子等に係る500円の扶養手当の引き上げの改正を行い、平成19年4月1日から遡及適用  
するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

本年度の国の人事院勧告につきましては、ただいま町長の説明のとおりでございます。勧告内容  
としましては大きく3点になります。1点目の国家公務員給与と民間給与との格差0.35%を埋める  
ための初任給、若年層に限定した給料月額の引き上げ、2点目には子等の係る扶養手当の500円引き  
上げで、一律1人当たり6,500円への改定、3点目の期末勤勉手当0.05カ月分の引き上げの3点とい  
うふうなことでございます。新潟県人事委員会、また新潟市人事委員会におきましても、給料月額  
の引き上げ、子等に係る扶養手当の引き上げについては、国と同様の勧告をしておりますが、期末  
勤勉手当の支給割合については、新潟県内は民間とおおむね均衡しているというふうなことで、引  
き上げを行わないというふうなことにしております。本町におきましても、人事院勧告の勧告内容  
をもとに、より地域に合った地方公務員の給与体系というふうなことで、新潟県人事委員会、また  
新潟市人事委員会の勧告を参考としております。初任給、若年層に限定した給料引き上げ、子等に  
係る扶養手当の引き上げの2点について改正をお願いするものであります。

給料表の改定につきましては、本町ですと30歳くらいまでの職員が対象となります。また、資料  
として概要でお示ししてございますが、特に扶養手当の引き上げにつきましては、新旧対照表にあ  
りますとおり、今までは配偶者が扶養となっていない、子等を扶養している場合は1人目のみは  
6,500円、2人目は6,000円というふうになっておりましたが、今回の改正によりまして、配偶者の  
扶養の有無に関係なしに、1人当たり6,500円に改定するというふうなものでございます。よろしく  
ご審議をお願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ちょっとお聞きしたいのですが、今12月の広報に国家公務員と町職員の給与の  
何とかバランスでしたか、それが載っておりましたが、町長はこれ見てどのように思いますでしょ  
うか。これは妥当なのかどうか、多いのか少ないのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 県下平均の給与ベース、ラスパイレス指数、その点から申し上げますと、出雲崎町もそう下のほうではないのではないかなと、上位に位置しておりますので、まあまあです。まあ、平均的なところかなというふうに考えております。妥当だと思います。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第87号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第9、議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第88号につきましてご説明を申し上げます。

既に健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されております。一部を除き平成20年4月1日から施行されるため、これに伴う改正であります。

改正内容は、国民健康保険税について現行法では、普通徴収となっておりますが、65歳以上で老齢等年金を受給している被保険者である世帯主の場合、当該世帯主に対して年金天引きの特別徴収によって徴収するというものです。

改正内容につきましては、去る12月3日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第88号について補足説明をさせていただきます。

資料8ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第4条は、単に条の番号の変更ですし、第8条、徴収の方法は現行では普通徴収のみですが、特別徴収の方法による場合を除くほか普通徴収の方法によって徴収するということです。

第9条は納期、普通徴収では現行と変わらないということですし、第10条の2、特別徴収ということで今ほど町長の提案理由の説明のとおり納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するということで、対象要件としては世帯内の

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年額18万円以上の年金を受給していることと、国保保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えているということが要件です。

次に、第2項は年度途中で該当になった場合を規定しておりますし、めくっていただいて、第10条の3ですが、特別徴収義務者の指定等では、老齢年金給付の支払いをする者ということで、社会保険事務所ということになります。

第10条の4で、年金保険者である社会保険事務所は、徴収した日の属する月の翌日の10日までに納入をしなければならないということで、以下新たに6条を加えましたので、ご覧をいただきたいと思えます。

一番最後の12ページですが、第12条では単に条番号の変更をしております。

以上ですが、よろしく願いをいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） これは、後期高齢者医療制度に基づいて出た条例だと思います。生活状況によって、保険料の支払い、猶予とか、分割での納付ができる現状があるにもかかわらず、こういうふうな形で条例化されて出てきています。特に天引きされるなんていうのはもってのほかだというふうに思っています。そこら辺町長はどういうふうに思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 後期高齢者医療制度がいよいよスタートするわけですが、これはいろいろ論議もあります。論議がありますが、法律で定めたところでございます。その過程におきましては、いろいろと論議もされているわけですが、それぞれのご意見があろうかと思いますが、我々は法治国家の中で自治体もやっぱり法律に従って粛々と事を進めるというのが原則でありますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 法治国家で、確かにそう言われます。それとは関係なく、町長自身はこの件については本当にどう思っているのか。問答無用のこういうふうなことをやられていいのかどうかという点についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 何しろこのスタート、新しい制度でございます。制度でございますので、それぞれの実施した段階においてのいろいろ問題点も出てこようかと思えます。それは、その都度においてやっぱり是正し、正すべきことは正しながら、申し上げるところは申し上げて、できるだけそういう高齢者の皆様方にできるだけのそういうご不便なり、余りご無理を強くないような形の中で対処していくというのが我々の役割だと思っておりますので、また今後に期してまいりたいと思

ます。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 十分高齢者の方々に不利、無理、押しつけるようなことをしないように、町長からまたひとつご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第88号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第10、議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第89号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例一部改正につきましては、旧三島郡清掃センター組合管内の長岡市中之島地域、寺泊地域、与板地域、和島地域とともに、ごみの有料化を平成20年度から実施するため、条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容は、第5条の次に第5条の2及び第5条の3を追加し、家庭ごみ用指定袋及び事業系ごみ用指定袋によるごみの排出方法等について規定するとともに、有料化による手数料の徴収について、第13条及び第14条で規定しております。

あわせて、条の追加に伴う条の繰り下げなど条項等の整理、文言の整理等、所要の条例一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、若干補足説明をさせていただきます。

その概要等ただいまの町長の提案理由のご説明、また11月の21日に開催をされました議会全員協議会でご説明を申し上げておるところでございますが、かいつまんで改正内容と説明をさせていただきますと思います。

それでは、一部改正条例のほうをご覧いただきたいと思います。最初に、第5条の次に次の2

条を加えるということで、第5条の2で家庭ごみ用指定袋による家庭系廃棄物の排出方法と、また第5条の3で事業系ごみ用指定袋による事業系廃棄物の排出方法等についてそれぞれ規定をさせていただきます。

次に、第5条の2及び第5条の3の追加規定を受けまして、第13条で一般廃棄物処理手数料の徴収について規定し、第1項第1号で家庭系廃棄物処理手数料を追加したものでございます。手数料の額につきましては、第2項で定めてございます。家庭系廃棄物処理手数料につきましては、別表第1に定める額ということで、次のページをちょっとご覧をいただきたいと思いますが、別表第1、第13条関係ということで、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについてご覧のとおり定めてございます。燃やすごみ、燃やさないごみにつきましては、リッター当たり1.3円ということで端数につきましては切り捨て計算としてあるところでございます。また、粗大ごみの具体的なものの例示につきましては、これから作成をいたしますごみ分別ガイドブック保存版の中で詳細をお示しをいたしますので、よろしくお願いをいたします。大体3月上旬ころに各世帯に配布をする予定ということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、前のページに戻っていただきまして、第13条の第2項後段のただし書きの部分でございますが、ただし別表第1に定める粗大ごみを住民が町の指定する処理施設まで運搬した場合、別表第1に定める額の2分の1の額とするということで、住民の皆さんが町の指定する処理施設、中之島のクリーンセンターでございますけれども、ここに粗大ごみを直接搬入した場合の処理手数料について、これを半額とする旨規定しておるものでございます。

それから、事業系廃棄物の処理手数料につきましては、第14条で別表第2に定める額を徴収するものでございます。

第15条、それから第16条につきましては、ご覧のとおりでございます。

それから、施行期日につきましては、平成20年の4月1日から施行するものでございますけれども、施行日までの間に必要な準備がございますので、附則の第2項で必要な準備行為をすることができる旨規定したものでございます。あわせまして、先ほどの町長の提案理由の中でご説明がございましたように、条項等の整理、文言の整理と所要の改正を行ってございます。

なお、資料の13ページから18ページに新旧対照表をつけてございますので、また後ほどご確認方よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） これごみ有料化に伴う改正ということですが、私は6月議会に質問しました。今国民の中で格差大分広がっている中で、さらにまた社会保障抑制、政治の腐敗、それでもって税金を多く使われているという状況で、さらにこれ国民にしわ寄せ来ている中で、なおかつ町でもご

み有料化して取るのか。町長は、環境と炉の維持というふうな2つの点で強調されておりましたが、私はかえって町がやっぱりどうであろうと、ごみを減量するのだという姿勢の上で持てば、町民はちゃんと理解してくれるし、私も最近ごみのところをちょっと見てみるのですが、以前より大分少なくなりました。そういう点では、ごみ有料化に向けて一歩進んできているなというふうには気がします。だから、問題は意識の関係なのです。そういうことで見れば、わざわざこれ条例をごみ有料化して、さらに住民負担を負わせるような、有料化するというのはいかなものかというふうに私は思っています。

それと文言についても一つちょっとお聞きしたいのですが、16条のところですが、手数料の減免という項目のところ、天災、その他の理由によりというふうになっておりますが、特に聞きたいのは、その他の理由というのは主にどういうことなのかお聞きしたいということであります。それで、新たにまた聞いた中で、ちょっと前後しましたが、13条の2、住民が町の指定する処理施設まで運搬した場合、2分の1の額にするということですが、これは一応ごみ指定袋を持って袋に入れた場合、そこへ今度施設へ持っていった場合、この場合の半額になるかと思うのですが、そうした場合どういうふうにお金その場でもらえるのか、それともあくまでもごみ指定袋の中に入れて、持って行ってもらって、半額支払うのか。そこら辺の関係もちょっと明確になっていないというふうなことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） まず、第1点でございますけれども、手数料の減免関係、これ第16条でございますが、これは今初めて規定したことではございません。従前から既に規定をされておられるところで、たまたま条の追加等がございましたので、第16条になったということでございます。そういった中で、天災、その他の理由ということで、その他というところは非常に範囲が広いわけでございます。今明確にこういったものということではございませんけれども、天災以外に特別な何かがあった場合には必要であるということの場合の中で、そういったものが認められるというケースも出てまいろうかと思えます。

それから、第2点目の第13条の第2項のただし書きのところでございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、粗大ごみについてこれ2分の1とするということでございます。粗大ごみにつきましては、これ粗大ごみ処理券を張ります。通常町内の収集ですと、効率収集ということで、規定の金額を張っていただくわけでございますけれども、直接持っていく場合には2分の1ということで、したがって、粗大ごみ処理券のほうもこの2分の1の金額ができるように、例えばこれ200円、600円、1,000円券の処理券用意してございますが、100円券の準備もしてございます。したがって、直接例えばの話粗大ごみの大人の方が1人で容易に持つことができる程度の大きさのもの、これおおむね重さで言いますと、1人15キログラム程度というふうに言われてございますけれども、そういったものを直接持ち込まれる場合には100円券を買っていただいて、清掃センタ

一組合のほうに運んでいただくという形でございますので、お金の清掃センター組合の窓口といたしますか、長岡の今クリーンセンターでございますが、クリーンセンターのそこでお金のやりとりといたしましょうか、そういったものはございません。最初から100円であれば100円券の処理券をその粗大ごみに張っていただいて搬入をしていただくという格好になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） 3番、中川議員。

○3番（中川正弘） 私は、隣の田辺議員と違って大いにやっていただきたいと。ごみを出す人が負担するのは、これは当たり前の話で、ぜひやっていただきたいと思うのですが、一つ懸念があるのは、今事業系のごみと、それから家庭ごみとの区別なのですが、今現在でもごみを事業系の方が事業だからといって、有料すなわち自分で自己負担しながら業者に頼んで出しておられる方と、ごまかすという言い方おかしいでしょうけれども、家庭ごみと称して出しておられる方と2通りいられます。これ町も知っていて、ある意味黙認しているわけですが、では今後どこまでを家庭ごみとして取り扱い、どこから先を事業ごみとするのか。そのボーダーラインはどこになるのか、教えてください。

○議長（南波榮一） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） 確かに中川議員さんのおっしゃられるとおり、今現在やっぱりそういうケースも見られます。私ども当然そうかなと思われるものにつきましては、担当のほうから十分また現場も確認をさせていただきながらお話もさせていただいて、ご理解を賜るような形をとってございますけれども、新年度からにつきましては、これそれぞれ出すにしましても、ごみステーション、各集落の管理しているごみステーションに出すわけでございますので、その嘱託員さんにはうちはこれこれ、こういった事業をやっているけれども、例えばの話でございますが、中袋で1つ出したいと、そういったような集落の皆さん方のご理解を得るといような中で認めてもいいのではないかと、これは長岡市でも当然同じようなことをやってございますけれども、一応基本的にはごみ袋1袋程度という中で町内のご理解をいただいておりますように、出していただきたいというようなことで説明会のときもそのような話もさせていただいたかと思えます。したがって、これから議会終わりましたら、さらにまたそういった事業者の皆様方にそういった点を十分ご理解いただくようにということとあわせて、関係すると思えます町内の人、嘱託員さんのほうにもその旨お話をさせていただいて、十分その辺は気をつけながらお出しいただくということの中で対応させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） 3番、中川議員。

○3番（中川正弘） 正直者がばかを見ないようにしていただきたいのです。事業系ごみで同じものを出すときに、家庭ごみで同じ量出せば値段が4分の1ぐらいになるわけです。ですから、人間人

情として安いほうにこしたことはございませんので、家庭ごみと称して出すということは、これは多分これからもあり得ることだと思うので、その辺のしっかりしたボーダーライン、あるいは取り決め、あるいはその細則等の文言をちゃんと書いて、そしてきちんとこちらから指導できるような体制を整えてください。お願いします。

○議長（南波榮一） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第89号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

○議長（南波榮一） 日程第11、議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第90号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの協定書の変更につきましては、長岡市で既存体育館の追加、また施設の住所変更によるもの、小千谷市では市民体育館の廃止による削除、川口町におきましては施設の名称変更によるものであります。

これに伴い、協定書を変更する必要性が生じたので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

別表のほうをご覧いただきたいと思います。まず、長岡市につきましては、下から9つ目、長岡市浦体育館が追加になっております。これは旧越路町にあった体育館でございますが、前からあるのですけれども、今まで漏れていたというか、今回追加したというふうな部分でございます。それと下から4つ目、5つ目、これは長岡市山古志体育館でございますが、昨年字の変更というふうなことで、長岡市古志から山古志に変更になっております。それに伴いまして、名称の変更というふうなものでございます。

続いて、次のページ、長岡市の中ほどにあります長岡市寺泊体育館、これは住所表示が番地の表示が7695—1番地だったものが7695番地1に変更になったというふうなものでございます。あと小千谷市、これは以前小千谷市民体育館がここに載ってございましたが、小学校建設のため取り壊す

というふうなことで、ここから削除になったというふうなものでございます。

それと川口町、川口町運動公園となっておりますが、以前は蒼穹の杜公園というふうになっておりましたが、運動公園というふうに改めたというふうなものです。

それと集会文化施設で長岡リリックホール、これは字の変更で寺島から千秋に変わったというふうなものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第90号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について

○議長（南波榮一） 日程第12、議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第91号 町道の路線認定及び路線変更についてご説明申し上げます。

まず、認定する路線でございますが、町道小学校線と連絡道路小学校線につきまして、これまで学校内管理道路として、教育委員会部局が管理をしておりましたが、今後町道として管理する中で日常の修繕や災害時の復旧など速やかな対応を図るものであります。

別ヶ谷6号線は、今年度改良舗装工事を行う別ヶ谷4号線に接続する道路で、このたびの別ヶ谷4号線と一体で整備することで安心できる生活道路の確保を図るものであります。

また、沖田2号線につきましては、現況が町道と同様の形態であります。隣接する町道沖田線と離れ、町道の区域から外れております。奥に住宅もあり、このたびの地震で道路の路肩や舗装が被災しておりますので、復旧をし、今後も町道として管理をするものであります。

次に、変更する路線でございますが、町道大門5号線は町道駅前線から小学校に通じる道路であります。今ほど説明いたしました小学校線に接続するまでの間を延長するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 内容的に特に補足することはございませんけれども、資料の2ページから4ページに図面がございますので、ご覧いただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第91号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について

議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南波榮一） 日程第13、議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について、日程第14、議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第15、議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第92号から議案第96号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第92号の一般会計から説明を申し上げます。今回の予算補正で、まず歳出におきましては、人事院勧告に伴う若年層部分の給料表の改定、扶養手当の引き上げについての影響額と時間外勤務手当の追加による人件費関係を各款に計上しております。

2款総務費、1項総務管理費の主なものとして、5目財産管理費におきまして、マイクロバスにカーナビゲーション設置の予算を計上いたしました。7目企画費では、柏崎線の地方バス路線維持費補助金を追加計上いたしました。続いて、4項選挙費におきましては、町議の補欠選挙が確実となりましたので、関係経費を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費の主なものとしては、町社協職員の扶養手当追加分、ヘルパー車購入に伴う町補助金として、町社会福祉協議会補助金の追加を計上いたしました。3目国民健康保険事務費では、法改正に伴う20年4月以降の準備事務経費分としての繰出金の追加、5目老人福祉費では、利用増に伴う福祉タクシー利用助成の追加、老人保健特別会計の18年度精算に伴う繰出金の

減額を計上いたしました。6目老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者1名増によるもの、7目保健福祉総合センター費では、ふれあいの里のふろの給水ポンプの取りかえ、地震後の無料開放にかかった追加経費分として指定管理料の追加を計上いたしました。2項児童福祉費につきましては、18年度事業の精算に伴う国県費の返還金、町内両保育園の入所園児の増加に伴う保育委託料の追加を計上いたしました。3目災害救助費につきましては、中越沖地震での新潟市、川口町からの派遣支援の実費負担分を計上しました。

4款衛生費、1項保健衛生費の主なものとして、5目環境衛生費において、来年度から導入予定のごみ有料化に関連する販売店表示ステッカー、生活安定対策としてのごみ袋引きかえ券印刷経費、資源ごみ回収ネット、クリーン作戦等の環境美化袋の購入経費を計上いたしました。2項清掃費におきましては、有料化に伴う、指定袋の作製、配達、在庫管理等の委託料、手数料、収納事務委託料を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費の主なものとして、5目農地費において、県単事業の藤巻地区農業用水井戸の新設関係費の新規計上、県営六郎女地区の調査計画費町負担分を計上いたしました。2項林業費では、沢田地内の県緑のぼんそうこう事業が1地区新規採択となりましたので、追加計上いたしました。3項水産業費におきましては、中越沖地震により被災した荷捌き所の当初で予定していた強化工事費を減額計上いたしました。今後改めて予算計上を予定したいと考えております。

7款観光費では、主に風評被害対策として各物産展への参加旅費を追加計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、国費災害査定に該当しない町道補修工事分として、地方道路交付金事業での工事費の追加、県道寺泊西山線川西地内のバリアフリー工事の継続、新規分の県負担金等を追加計上いたしました。4項下水道費につきましては、下水道会計の消費税納付金の追加に伴う繰出金の追加を計上いたしました。5項住宅費、1目住宅管理費では、今後の見込みとして、新生活支援金3件分の追加を、2目街なみ環境整備費で、用地測量委託料、街なみ整備助成金、用地買収費から、街なみ環境整備工事への組み替えを計上いたしました。新設の3目住宅復興費につきましては、被災住宅復興資金預託金を新規に計上いたしました。同じく新設の4目住宅建設費では、今後予定している公営住宅のデザインコンペ謝礼、設計、地質調査業務の委託料を計上いたしました。

9款消防費におきましては、沢田地内の防火水槽の点検料、また、防災無線の屋外拡声器の不備についての修繕、津波等の避難路として石井町の町中の小路から国道352号線への上り階段の取りかえ修繕料を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費におきましては、施設修繕料として、出小生徒玄関ドアの修繕、受水槽の漏水修繕費を計上いたしました。

14款災害復旧費、3項厚生施設災害復旧費につきましては、町債の追加による財源更正であります。5項その他公共公用施設等災害復旧費につきましては、役場駐車場災害復旧工事費の路盤、舗

装工、集水枘設置等の追加工事費を計上いたしました。

次に、歳入では、1款町税におきまして、災害減免、また個人所得の伸び悩みにより、個人町民税を減額計上いたしました。

以下、分担金、負担金、手数料、国、県支出金、繰入金、諸収入、町債につきましては、歳出補正に連動する財源として予算計上をしております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額1億712万1,000円を追加し、予算総額を43億5,287万3,000円とするものであります。

次に、議案第93号につきましてご説明申し上げます。このたびの予算補正の主なものは、歳出では1款の総務費で医療制度改革と保険給付費の伸びに伴う追加費用分を計上いたしました。

2款保険給付費では、9月までの実績により、特に一般被保険者療養給付費の伸びが著しく5,520万円を追加しました。また、退職分については1,200万円を減額し、高額療養費につきましても実績により、一般被保険者で1,015万円、退職分で66万円を追加し、同じく5項の葬祭諸費も100万円を追加計上いたしました。

また、6款の保険事業費の備品購入費では、20年度から始まる特定健診等データ管理システム機器69万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入では保険税において、災害に伴う減免額を計上いたしました。また、歳出補正の給付費の伸びに対する財源として、国県の法定負担分と基金繰り入れを計上いたしました。他に一般会計繰入金、国保連合会の補助金にあわせて、前年度の繰越金を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額5,699万1,000円を追加し、予算総額を6億2,949万7,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては、去る12月3日国民健康保険運営協議会を開催し、ご承認をいただいていることを申し添えます。

次に、議案第94号につきましてご説明申し上げます。このたびの予算補正は、歳出では3款の諸支出金において、平成18年度実績の最終清算ということで、医療給付費の国県等返還金165万9,000円を減額し、同じく18年度の老人保健事業の清算による一般会計繰出金265万9,000円を追加計上いたしました。

歳入では、歳出予算の財源として国庫負担金を追加し、一般会計繰入金を減額計上いたしました。これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額100万円を追加し、予算総額を7億4,817万8,000円とするものであります。

次に、議案第95号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、前年度繰越金が確定したことに伴いまして、介護給付費準備基金に積み立てるための補正及び1款総務費、賦課徴収費におきまして、窓あき封筒に不足が生じたため、印刷製本費の追加を行うものです。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額2,733万2,000円を追加し、予算総額を6億783万7,000円とする

ものであります。

最後に、議案第96号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、消費税の納入額に不足が生じたための追加費用を計上いたしました。

また、これに要する歳入財源として、一般会計繰入金を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額351万8,000円を追加し、予算総額を6億5,351万8,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに4特別会計の補正予算につきましてのその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたら順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をお願いいたします。

まず、歳出283ページからお願いいたします。議案第87号でお願いしております給与条例改正に伴います職員給、手当の追加につきましては、今ほど町長の説明のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、総務費の総務管理費、財産管理費のカーナビゲーションでございます。実は、マイクロバスを利用して、東京都内での使用等というふうなことで、風評被害対策とイベント等の参加がもう既にこれから予定されております。そんな中で、安全にというふうなことで、カーナビゲーションを設置したいというふうな部分で予算を追加してございます。

企画費の光熱水費につきましては、これは駅前の横断幕の電灯を夜つけておりますが、電気代というふうなものでございます。

続きまして、284ページ、町地方バス路線維持費補助金の追加でございます。これは、柏崎線についての利用減に伴うものというふうなことでございまして、実は地震の関係で運休も続いたというふうな部分で、これは柏崎、刈羽、出雲崎の3市町村の協調補助というふうな部分になりますが、今回その部分で補助金の追加というふうなものでございます。

交通安全対策費、外灯修理補助金でございます。これは、海岸地区で丸のぼんぼんの外灯が設置されております。当時商工会が中心になって設置したものかと思っております。傷みがあって、器具を修理したいというふうな部分で、補助金の交付をというふうな要望もございました。2分の1補助を考えておまして、今回予算計上したものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費でございます。人件費関係追加なのですが、ここで減額になっております。これ職員1名が育児休暇に入っております。そのため当初予定していた給料関係、手当関係を減額というふうなものでございます。

4項選挙費につきましては、町長の説明のとおりでございます。来年1月27日投開票の町長選挙とあわせまして、町議補選というふうなものの予算計上をさせていただきました。

続きまして、286ページ、民生費でございます。社会福祉総務費の中ほどの役務費でございます。法定後見制度申立関係手数料というふうなことで、家庭裁判所への法定後見廃止の審判等の請求に要する経費というふうなことで、1名分でございますが、今回計上してございます。あと社会福祉協議会の補助金の追加、これにつきまして町長の説明のとおり、ヘルパー車の購入でございますが、中央競馬馬主社会福祉財団から70%の補助をいただきまして、残りの30%を町の補助というふうなことで、それぞれ協調した補助というふうなことで、町負担分で今回計上してございます。

障害者福祉費、障害介護給付費支払事務委託料、これにつきましては、本年の9月サービス提供分から国保連合会での審査支払いというふうなことで、全市町村が国保連合会に委託してございます。その分の経費の追加でございます。

国民健康保険事務費以下は、町長の説明のとおりでございます。

続きまして、288ページでございます。児童福祉総務費で、放課後児童保育指導員賃金追加、児童クラブの1時間延長のための指導員の追加というふうなもので上げてございます。

それと次のページの災害救助費の災害応援経費負担金、これは新潟市、川口町から給水支援というふうなことで、地震後支援を受けました。そこに係ります実費というふうな部分で燃料費、また職員の手当分というふうな部分でのものがございます。

続きまして、290ページでございます。老人保健費の住民健康管理システムプログラム修正委託料、これは来年度からの特定健診の移行に伴う事前のシステム変更というふうな部分で今回計上してございます。

環境衛生費の関係、美化袋等は町長の説明のとおりでございます。

塵芥処理費につきましても、町長の説明のとおりでございますが、ただごみの委託料につきましては、連動するもので歳出のほうで14款で、販売の手数料が予算計上されておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、291ページ、農業振興費、これは事業の中止というふうな部分と事業の終了というふうな部分での精算というふうなものでございます。県農林水産業総合振興事業補助金（農業）減、これはJAさんとうで散布用無人ヘリの購入助成金減というふうなことで、事業精算に伴うものがございます。

農地費につきましては、町長の説明のとおりでございますが、今回新規の藤巻地区かんがい排水工事につきまして、これは県単事業というふうなことで、歳入県単4割助成というふうなことで県支出金に歳入を計上してございます。また、地元負担として5%の分担金というふうなことで歳入に分担金計上してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、292ページの18年度県営中山間の分担金返還金でございますが、これは昨年度の事業の精算に伴うものというふうなことで、返還金のみの計上でございます。

あと林業費の緑のばんそうこう工事、これ先ほど町長の説明のとおり沢田地内の新規採択でござ

います。

水産業費も町長の説明のとおりでございます。

商工費につきましては、観光費の普通旅費の追加、印刷製本費の追加、これが風評被害対策として各催し物へ今回参加する部分の経費のものでございます。あと補助金につきましては、中止となりました最終的な精算に伴うものというふうなもので減額計上してございます。

続いて、295ページでございます。道路新設改良費、中ほどでございますが、地方道路交付金事業というふうなことで、町内一円4,000万円計上してございます。地方道路交付金事業というふうなことで、これは国費の災害査定に当てはまらなかったものでございますが、歳入国費55%の補助というふうなもので予定してございます。あと県道路事業負担金追加というふうなことで、川西地内のバリアフリー事業での継続、新規の部分、それと県道出雲崎石地線の部分で記載部分での事業費が追加になっておりまして、地方債50万円が財源で増えておりますが、県道出雲崎石地分での追加の部分でございます。

下水道費につきましては、町長の説明のとおりでございます。

296ページ、住宅費、新生活支援金関係、これは3件分の追加ですが、これも説明のとおりでございます。あと街なみ環境整備のこれは事業内での組み替えというふうな部分も説明のとおりでございます。

あと新規の目というふうなことで、住宅復興費、今要綱をお示ししてございますが、地震対策被災住宅復興資金預託金というふうなことで、金融機関への預託、5件分というふうなことで予算計上してございます。歳入で年度末に一たんまた預託を受け入れるというふうなことで、歳出で委託し、歳入で年度末に受け、また翌年度委託するというふうな繰り返しになっています。

あと同じく4目の住宅建設費関係、町営住宅のデザイン等謝礼以下、これも町長の説明のとおりでございます。

消防費に入りまして、これは沢田地区の2基の防火水槽の点検でございます。昭和55年以前のものなのですが、設置当時とやはり条件、また地震後のどんなふうな形になっているか、その辺の部分の点検をしてみたいなというふうなことで、自然水利で対応している防火水槽でございますが、今回点検料を決定いたしました。

それと防災対策費につきましては、町長の説明のとおり海岸地区中心に屋外局のスピーカー、4方向に音が鳴っておりますが、また1つないし2方向が不備で音が既に出ない、地震の影響もございまして、出なくなっている状況のものもございまして、それが13カ所町内にございまして、それで127万円ぐらいの修繕と、さらに施設修繕料の中に一緒に入っておりますが、石井町の町中の道から352号に国道へ上る鉄製の階段がございまして、それが既に一応避難路というふうなことで、緊急時の対応で道路へ駆け上がる避難路になっておりますが、階段がさびて腐食しております。その取りかえ修繕というふうなことで57万円の予算計上してございます。

続きまして、教育費の中で教育総務費、小学校費、これにつきましては、町長の説明のとおりでございます。社会教育費も町長の説明のとおりでございます。

それと300ページをお願いいたします。その他公共用施設等災害復旧費、これはこの役場の裏の駐車場災害復旧工事でございます。業者も決まり、事業を工事スタートしております。ご迷惑おかけしておりますが、実は9月補正で3,000万円補正予算としてお願いしておりました。実際実施設計の中で工事発注を現在しておりますが、思ったより工事費がかさみまして、現在舗装工事を除いた形で工事発注しております。それで、今回実は役場の裏の排水自体が流れる状態にはなっておりません。水が地下に消えているような排水路の役割をしておりませんので、今回集水枡を7基、また路盤等舗装、オーバーレイ関係2,000平米ぐらいを全体的にオーバーレイをし直した中で整備を図りたいというふうなことで、今回860万9,000円を追加させていただきたいというふうなことでございます。

戻っていただきまして、278ページをお願いいたします。歳入関係でございます。1款町税についてでございます。個人でございます。これは、町長の説明のとおり災害での減免分というふうなものがこの中に含まれております。1,140万円の減でございますが、災害分につきましては430万円でございます。所得の伸びがなかった、その影響分は710万円というふうなものでございます。

続いて、13款の分担金及び負担金、これは先ほど歳出で説明申し上げましたとおり、分担金はこれ県単農業農村整備事業は、これ藤巻の井戸の関係でございます。あと林業費は緑のぼんそうこうの部分でございます。

あと負担金は、これは養護老人ホームの入所者の1名増に伴う負担金というふうなことでございます。

使用料及び手数料、これはごみ処理手数料というふうなことで、歳出で有料化の部分にかかわります手数料の受け入れ分というふうなものでございます。

あと国庫支出金は、これは保育所の入所者増に伴う国費の2分の1増、次のページに県費の4分の1増も計上してございますが、それに連動してございます。

国庫補助金は、これ歳出でありました地方交付金事業のものの55%分でございます。

続いて、280ページ、県補助金につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業、これにつきましては歳出はございません。歳入のみというふうなことで、町内2集落がこの事業を行っておりますが、その部分での歳入の受け入れというふうな部分でございます。県単農業農村整備事業補助金、藤巻地区の先ほどの県負担金分の40%分というふうなことと林業費補助金は県負担分50%分というふうなものでございます。

それと281ページ、基金繰入金でございます。歳出超過の財源といたしまして、財政調整基金の繰り入れというふうなことで、今回4,700万円を繰り入れてございます。当初1億8,500万円を当初予算で繰り入れております。それとあわせまして、地震後1億7,600万円、今回のものを合わせまして

1億7,600万円繰り入れております。全体で19年度末になりますと、10億1,500万円弱というふうな現在の財政調整基金の見込みでございます。

それと21款諸収入につきましては、歳出で申し上げましたとおり、預託したものを19年度末に一度返還してもらうというふうな部分で、同額が預託の部分で受け入れるというふうなことで載っております。

続きまして、282ページ、これは町債でございますが、先ほどの県道路事業債追加、これは出雲崎石地線の起債分の追加というふうなこと、厚生施設災害復旧債追加、これはふれあいの里の何本かで工事出しておりましたので、それを事業精算した中で、合算いたしましたら対象の起債額が増えたというふうなことでございますし、改善センター災害復旧事業債も同様に何本か出している工事精算の中で、一体の中で対象となる起債額が増えたというふうなものでございます。

275ページをお願いいたします。これは、地方債の第2表補正でございます。先ほど歳入の最後に申し上げました地方債の補正に連動したものでございますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、301ページをお願いいたします。補正予算給与費の明細でございます。ここで、今回関係いたしますもの、報酬関係で町議の立会人の部分での追加というふうなことで載っております。

続きまして、302ページの関係、一般職の関係でございますが、職員手当の内訳、扶養手当、これは議案第87号をお願いしている人事院勧告に伴う扶養手当の分というものでございます。あと時間外勤務手当、これは災害時における時間外勤務手当の追加というふうな部分、あと期末手当、勤勉手当、これにつきましては、育児休暇に入っている職員もございまして、その中で増加と減の差し引きの中のものでございます。303ページがその内訳というふうなものでございます。

続いて、304ページ以降現在の職員関係の手当、また職員数の状況を載せてございます。

それと307ページ、これは地方債に関する調書でございますが、今回での補正のものを加味したもので調書を整備してございます。

以上で補足の内容でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（南波榮一） 続いて、町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第93号につきまして277ページの歳出から説明をさせていただきます。

1款の総務費ですが、1項1目一般管理費の11節需用費の印刷製本費は、保険証について20年4月からの制度改正分の追加と郵送用の窓あき封筒の印刷分6万4,000円です。12節は、その郵送代ということです。13節委託料の説明欄で、法改正に伴うシステム改修分70万4,000円は、全額国庫補助金です。その前後の共同電算処理とレセプト点検は、2款の保険給付費の伸びによる追加負担分です。

2款の保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費につきまして、実績で大幅に伸びてきているということで、5,520万円を追加いたしました。17年度から職権により有利な退職者医療制度に

移行してきたのも事実ですが、一般分がここまで伸びるとは予測もできませんでしたが、9月までの疾病大分類別の実績で見ますと、入院、外来とも多いのが循環器系の疾患、次に入院では新生物、精神及び高度の障害と続いておりまして、外来では調剤、尿路性器系疾患となっております。

次のページ、2目退職被保険者等療養給付費は、実績見込みで1,200万円の減額です。

4目の退職被保険者等療養費35万円も実績見込みですし、5目の審査支払手数料は、給付費の伸びに伴う追加です。

その下の2項の高額療養費も同様に実績見込みで、1目の一般被保険者分は1,015万円、2目の退職被保険者分66万円の追加になります。

次のページ、5項1目の葬祭費は町長の説明のとおりですが、当初60件でしたが、10件分100万円を実績により追加いたしました。

6款保健事業費、1項2目疾病予防費は、全額国保連合会の補助事業です。LAN工事等を含めたパソコン、プリンター、通信機器の購入です。

次に、歳入ですが、273ページをごらんください。最初に、中越沖地震の国民健康保険税の災害減免の関係で、現段階で93世帯該当になっております。1款の1項1目一般被保険者の医療給付費分で206万5,000円、介護納付金分で22万円がそれぞれ減額、2目の退職者等の医療給付費分で93万3,000円、介護納付金分で7万8,000円がそれぞれ減額となっております。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金2,221万9,000円で、一般分の法定負担分を計上いたしました。

次のページの2項1目財政調整交付金の普通調整交付金588万1,000円は、一般の医療給付費分の追加法定負担分ですし、その下の特別分は、法改正に伴う国保ライン等システム改修分70万4,000円で、全額補助です。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職者医療給付費の法定負担分1,005万7,000円の減額です。

6款県支出金、1項1目県財政調整交付金ですが、一般の医療費給付金の追加法定負担分の457万5,000円です。

次のページ、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金で説明欄は、職員給与費等になっておりますが、歳出の総務管理費の委託料で補助金該当分を除いた20万4,000円を計上しております。

次に、2項1目の運営準備基金繰入金ですが、予想以上に一般被保険者の給付費が伸びたということで、基金から3,181万2,000円を繰り入れさせていただきました。

その下の10款、前年度の繰越金425万6,000円を最終的に予算計上いたしております。

めくっていただいて、12款の連合会支出金、1項1目特定健診データ管理システム補助金では、歳出分の全額69万3,000円をさせていただきます。

以上ですが、続いて議案第94号について説明をさせていただきます。285ページ、歳出からお願いをいたします。2款1項1目医療給付費919万9,000円は、財源更正です。

その下の3款1項1目償還金は、医療給付費国県等返還金で医療費の支給費の現物給付分を含めて18年度の実績に伴う最終精算ということで165万9,000円の減額となります。

次のページ、2項1目の一般会計繰出金についても、18年度の町負担分の精算ということで、265万9,000円の追加となります。

次に、284ページの歳入について、2款1項1目医療費国庫負担金ですが、18年度過年分の精算で1,019万9,000円の追加、その下の4款1項1目の一般会計繰入金は、国県等返還金との関係で919万9,000円の繰り入れ減となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第96号まで議案5件につきましては、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第96号まで議案5件は、8人の委員会で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く8人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く8人を選任することに決定しました。

議案第92号から議案第96号まで議案5件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

(午前11時00分)

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

---

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

委員長に中川正弘議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南波榮一） 日程第18、議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について議題とします。  
提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第97号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の佐藤文男氏が平成20年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任候補者について大字大門の磯部友記雄氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（南波榮一） この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時02分）

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

---

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第97号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第97号は原案のとおり適任と認められました。

---

◎散会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時04分）

第 2 号

( 12 月 11 日 )

# 平成19年第8回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年12月11日(火曜日)午前9時30分開議

## 第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	欠員	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎諸般の報告

○議長（南波榮一） 初めに、諸般の報告を行います。

昨日宅地建物等調査特別委員会が開催され、欠員となっておりました副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

副委員長に田辺雅巳議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） それでは、本日の日程に入ります。

---

◎一般質問

○議長（南波榮一） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 田 辺 雅 巳 議 員

○議長（南波榮一） 最初に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） まず初めに、私は一般質問するに当たって、高齢者の置かれている状況についてちょっと少しお話しさせていただきたいと思います。

高齢者の暮らしを支える年金、医療、介護など社会保障は相次ぐ改悪でずたずたにされてきております。構造改革の変質で高齢者をねらい打ちにした公的年金など控除の縮小、高齢者控除の廃止などの年金課税の強化、住民税非課税措置の廃止など税制改悪の医療費制度のまた改悪、新たな負担を負わせる後期高齢者の医療制度の導入、これは70歳から74歳の医療費の自己負担、これが1割から2割へと引き上げられます。生活保護で老齢加算の廃止などもあって、お年寄りの安心が次々と奪われているのが現実ではないでしょうか。

そこで、町長に質問したいと思います。高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、私は高齢者率が高い我が町では、特に高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任だと思っておりますが、いかがでしょうか。

2番目に、医療費負担の軽減についてであります。後期高齢者医療制度がスタートする予定です

が、家族に扶養されている人も含め、すべての後期高齢者が介護保険と同じ年金天引きで有無も言わずに保険料を徴収することになります。保険料が払えない人からの保険証取り上げ、ほかにも粗悪医療や病院追い出しを押しつけることも検討されているわけであります。我が党は、高齢者、75歳以上をねらい打ちにした負担増の後期高齢者医療制度中止、撤回を求めてきていますが、当町の住民が保険料が払えないで保険証取り上げが行われた場合に町独自に救いの手があるのですか。

それで3つ目に、高齢者向けの住宅増設についてであります。特別養護老人ホームの待機者、現在が85名、2年前の4月では81名、若干増えております。これをなくす生活環境が重要だと思いますが、町長お聞きしたいと思います。

それと、在宅介護している場合の介護手当で、重度の場合家計が大変であります。そういう点では支給引き上げをしてはいかがでしょうか。また、民間賃貸住宅に暮らしている高齢者の家賃補助制度、これを持つことが必要だと思えます。いかがでしょうか。

それと、今度は就業、雇用の保障についてであります。働く意欲と能力はありながら、真っ先にリストラ対象になるのが高齢者であります。ハローワークに通っても希望どおりの仕事につけることは皆無に近く、中高年の再雇用は極めて厳しいのが実情ではないでしょうか。高齢者の就労、社会参加の場を広げるためにも、シルバー人材センターとそれに伴う災害補償制度の整備などをつくってほしいと思えますが、いかがでしょうか。

今度は、高齢者、障害者に安全なまちづくりということで、公共施設はもちろんのこと、バリアフリー化が行われてきているところでもあります。特に歩道、自転車道の幅が今狭くなってきております。今後道路工事をする場合、歩道、自転車道の幅を広くするようにしてはいかがでしょうか。車いすで移動する場合、どうしても道路が狭いと、自由に、危険を伴うことのないようにしてほしいということでもあります。そこには歩行者、自転車を通う人たちもいるわけですから、そういう点でも歩道、自転車道の幅を広く取ってほしいということでもあります。

それと、だれもが利用できる巡回バス、私は再三議会で言ってきたところですが、なかなか町長はよい返事をいただいておりますが、そのできるまでの間、今タクシー無料券、半額ということになっておりますが、せめてタクシー無料券を発行してはいかがでしょうか。

安心・安全ネットワークについて質問したいと思います。高齢者が積極的に外出できるように、また住民同士で会食や交流ができるように、3人でも10人でもそういうグループに対して会食、会場費、そういうものについて町で補助、助成をしてはいかがでしょうか。この点について質問して、お願いしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） それでは、私のほうからお答えします。まず、田辺議員さんが総括的なご質問に立たれましたので、私もまず個々にお答えする前に総括的にお話をさせてもらいたい。

今日本全体がいわゆる一極集中、その中における地域格差と、これをいかに是正するかというこ

とが大きな社会問題となっております。さらに、このことが住む地域やあるいは所得格差によりまして、医療、保険、福祉関係、これらにも今大きな問題が生じておるということはご承知のとおりでございます。特に医師不足、これらが社会的な、いわゆる住民の安全を確保するに於ける大きな喫緊の課題とされております。また、ワーキングプア、働きたくとも働けないという人がたくさんおられます。その中における今これからお答えをします保険関係、これについてもお金がなくてお医者さんにかかれないあるいは保険料を払わないという世帯が急増して、今全国的には20%の世帯がそういう状況下に置かれておると。これは、単に今田辺議員さんがこの地域に限ってのご質問のようでございますが、これは全国的に大きな課題となっております。特に国民皆保険が今危機に瀕しておる。その状況は、私たち新潟県はまだ全体的には非常にいい方向に行っている。東京とか千葉とか神奈川、沖縄、その辺が大変この医療問題、保険問題が大きな問題になって、またご質問されている資格証明書等が発行されておるという現実でございます。

前段はそのぐらいいたしまして、各論に入りましてお答えをしております。第1点目でございますが、私たちも高齢者が安心して暮らせるまちづくりを掲げておるわけでございます。特に本年度の主要施策といたしましては、「健やかで支え合う福祉のまちづくり」、これを当町としては最大目標に掲げながらいろいろな施策を進めておるところでございます。例えば具体的に申し上げますならば、タクシー券制度の拡大あるいは高齢者、障害をお持ちの方に、いわゆる交通弱者と言われる皆様方にもいろいろ助成制度を利用していただいておりますというのが現実でございます。また、子育てに関しましても、子供の医療費助成、これは最近全般的に是正をされつつございますが、現在の段階におきましては中学校卒業時まで拡大しておると。新潟県はもちろん、全国的にもトップクラスの施策を施しているということは田辺議員さんもお承知のことと思います。

これらを踏まえまして、今後ともお年寄りの皆さんはもちろんでございますが、若い人たちにとりまして安全、安心を確保しながら、この町に住んでよかったですと、また1つのつの住みかとしての出雲崎町のすばらしさというものをやっぱり共感をしていただけるようにひとつ頑張りたいというように思っているわけでございます。

次に、2点目の医療費負担の軽減についてでございますが、法によりまして保険料の徴収は介護保険と同様に年金から天引きの特別徴収と普通徴収ということになるわけでございますが、年の途中の異動等のある方を除いてほとんどが特別徴収となるということになっております。高齢者の医療の確保に関する法律第54条及び省令によりまして、後期高齢者広域連合の被保険者が1年以上保険料を滞納した場合におきましては、保険者証の返還を求め、資格証明書を交付すると。これは法律で定まっておりますが、交付に際しましては広域連合は機械的にすぐするというのではなくて、市町村と常に連携を密にしながら、状況をしっかりと把握した中で対応してまいりたいということでございます。交付要綱等を策定することになっておりますが、町独自の救済措置というよりも、運営主体が市町村加入の広域連合ということでございますので、町といたしましても住民に対して

より公平な負担とサービスが届けられますように十分配慮しながら努力してまいりたいというように考えております。

次に、3点目の高齢者の住む住宅の増設というところでございますが、国では第3期介護保険事業計画、これは18年から20年の中で施設、居宅サービスの利用者割合を平成16年度数値41%から平成26年度には37%以下にしたいと。1割の起債を持たした中で、地域のより密着型のサービスを新たに創設をしまして、日常の生活圏域内におけるサービス事業といたしまして、小規模多機能事業の導入等を求めているところでございます。当町でもやすらぎの里でこの計画もございましたし、準備も進め、町といたしましても積極的にご支援を申し上げておったところでございますが、このたびの地震のために施設も相当の被害を受けたということの中で、地震の災害復旧をどうしても優先せざるを得ないということで、現在当面は中止せざるを得ないというような状況の中でございます。町といたしましても、復旧を早く終わらせながら、法人とまたよく協議をしながらこれらの問題につきましても対処してまいりたいと思っているわけでございます。また、平成21年度から第4期の介護保険事業計画等の中で、国、県と十分相談、協議をしながら、ご質問の環境整備などについても検討してまいりたいというように考えておるところでございます。また、寝たきり老人等介護手当の支給期間につきましては、他にない町独自の制度という中で、財政状況をにらみながら対応してまいりたいということで考えております。

また、民間賃貸住宅に暮らす高齢者の家賃補助制度ということでございますが、当出雲崎町におきましてはその範疇に入る人がおられるのかどうか、その辺も状況をしっかりとまた調査、把握をしながら対応してまいりたいというように思っているわけでございます。

次に、4点目の就業、雇用の保障についてでございますが、近隣におけるシルバー人材センターの設置につきましては、柏崎市、長岡市あるいは刈羽村がそれぞれ社団法人等によりまして民間団体が設置運営しておるという状況の中でございます。災害補償等は特にないということでございますが、町といたしましても雇用の場を広げると、これも1つの方策となろうかなというふうに考えておりますので、それぞれの団体もございますので、相図り意向をお聞きしながら、また現実的な対応を積極的に進めてまいりたいあるいは検討してまいりたいというように思っているわけであり

ます。

5点目の高齢者、障害者に安全なまちづくりについてでございますが、まず歩道や自転車道の拡幅関係につきましては、ご承知のとおり国道や県道の工事では必要な幅員の歩道整備を積極的に行っていただいております。やはり幹線道路は、利用者の交通量も多いというために、歩行者、自転車等でお通りの方々の安全を確保するという意味合いで重要な施設であります。今後もそれらの区間につきましては、歩道の未整備区間等々につきましては国、県に強く要望しながら、ひとつできるだけ早く整備が進みますように努めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。また、町道につきましては、車道の2車線確保を継続して行っておりますが、歩道は施工しておらな

いと、これはご承知のとおりであります。これにつきましては、町道の2車線の拡幅の基本方針を決定した際に歩道の必要性についてもあわせて検討いたしたところでございますが、国、県のそれらの交通量等々を考え合わせますと、その必要性はないのではないかと。あるいはこの歩道を設置することによりまして、用地建設費、これも増大することは確かでございますが、維持管理等におきまして除雪、これらは逆に歩道を設置することによって交通の障害になる可能性もございます。小型除雪車で除雪やっておりますが、この辺が車道の除雪とかち合いまして、どっちがどういう状況になりますか、歩道がせつかく除雪したところにまた雪がかかったりというようなことで、逆に大きな障害も出るのではなからうかと。それだけに今うちの町といたしましては、この現在の町道改良も進んでおるわけですが、2次改良ということで、幅員の拡張とか待避所の設置等々に力を入れておりますので、歩道整備よりも幅員の拡張あるいは待避所の確保等々が最も大事なことはないかなというように考えております。

また、巡回バス関係につきましては、平成17年の6月議会、12月議会で田辺議員さんも確かにご質問いただいておりますが、当町のいわゆる地形的利用あるいは利用される方々の態勢、それぞれの生活体系等々を考えてまいりますと、トータル的の便利性的につきましては、逆に先ほど申し上げました福祉タクシー等の制度的姿勢で対応することがより現実的で効果的ではないかということで、私たちも積極的にそういうようなことを進めているわけでございます。平成18年、19年と対象者が助成枠制度等の拡大を行いまして、障害のお持ちの方あるいはまたお年寄りのひとり暮らし、高齢者の方で交通手段を持たない方、現在多くの方々おられますので、助成を受けられておると思います。また、今ご提案申し上げておりますところの補正でもタクシー券のまた改めて利用する方が多いということで補正をさせて、できるだけそういう方々の便利を図ってまいりたいということでお願いもしておるところでございます。

次に、6点目の安心・安全ネットワークについてでございますが、社会福祉協議会と町では高齢者の皆様方の外出支援あるいは交流づくりといたしまして、いきいきサロン事業とかあるいは生きがい活動支援通所事業などのグループ支援を行っておるところでございます。冒頭のご質問の中でお話を申し上げましたが、町民各位の健康保持あるいは最大幸福、自らの町に誇りを持てる、常々申し上げておりますが、小さくともきらりと光るまちづくりという中で、6点目のご質問を含め進めてまいりたいというように考えるわけでございますので、またご理解、ご協力をいただきたいというようにお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） いろいろ項目聞かせていただきました。ありがとうございました。

それで、まず初めに後期高齢者、保険料が払えないで保険証取り上げが行われた場合、町独自に救いの手がありますかという質問について、明確な答弁がちょっとありませんでした。公平に配慮していきたいと、そういう答弁でありましたので、独自に救いの手があるのか、するのもしないの

か、そこら辺をちょっとはつきりお聞かせ願いたいと思います。

それと、高齢者住宅の建設については、介護手当の重度の場合支給を引き上げてほしいということなのですが、対応してまいりたいということでありますが、ぜひとも年金生活でそれでもって家族の人が難儀されているわけですから、早急に対応していただきたいと、実行してもらいたいというふうに思っております。

それと、就業、雇用の保障についてですが、シルバー人材、広げる場を現実的にしていきたいということではありますが、町のほうで独自にこういうふうな職業紹介とかそういうふうな形で高齢者の方が相談乗れる場所というか、そういうふうな形でそれを紹介するような形にはできないのかどうか、そこらのちょっと検討をしていただけないかとお聞きしたいと思います。

それと、歩道の件ですが、どうも私から町長の話聞くと、車道が優先というような感じがするのです、車優先というような感じするのです。この前も交通事故で歩道に乗り上げて死んだ方もおられるのですが、車間があったからと言っても、それ実質的にはぶつかるかもしれませんけれども、ある程度は安心してすぐよけられる場所という点から言っても、当町では自転車と歩道がみんな一緒になっていますから、車いすで歩行されている方もいらっしゃいますから、そういう点で車優先ではなくて、歩行者優先という立場で対応していただきたいというふうに思っています。事故起きてからでは遅いので、ぜひともやっていただきたいというふうに思っています。

それと、高齢者に積極的に外出して会食や交流みたいな形でしてもらいたいと、助成してほしいということをお願いしたのですが、いきいき事業でなかなかそこまで行くというのは大変なことだと思います。ほんの集落の中での高齢者の方々が寄り添ってやっぱり話できる場というのがやっぱり大切だと思っているのです。そういう点では、高齢者の方々の長年の知恵というのがやっぱりありますので、そういう点でも引き出す上でも重要な役割を来すというふうに思っております。そういう点で、会食とかそういうふうな場所とか、そういうのも含めて補助してほしいということなのですが、再度質問して申しわけないですが、お願いしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目の広域連合のこの後期高齢者医療制度、この中で一番心配されていることは、確かに保険料が払われなかったときにどうするのかと。今までの状況ですと、まず短期保険証を交付すると、保険料が滞納した場合。これは、1年間町としてもできるだけご不便を与えないようにできるだけ早く保険料を滞納しないで納めてくださいとお願いをしながら短期保険証を発行しておりました。

そして、さらに保険料が払えないということになってまいりますと、資格証明書ですか。

〔「そうです」の声あり〕

○町長（小林則幸） 資格証明書、これはそれなりの資格証明書を出すということになるのですが、資格証明書は一たんお医者さんにかかったときは全額払っていただいて、そしてその証明書をもら

って町に来たときにそれをまた還付するというふうになっております。

今お聞きしますと、町は資格証明書は出しておらないと。短期保険証、これは出していますか。

[「はい」の声あり]

○町長（小林則幸） 短期保険証は出しているようです。そういうふうに町としては、できるだけ寛大にやっておるつもりでございます。

しかし、出雲崎町にはそういう例はないのですが、今全国的には、先ほど申し上げました約20%の世帯が保険料を滞納していると。これは、支払えないのではなくて、支払わない人が多いのです。いわゆる生活環境、いろいろなものもいいにもかかわらず、逆に保険料を払わないという人が多いのです。支払われない人、これは私は十分対応していかなければならないのですが、可能性があっても払わないでほおかぶりしているというのがこれ許せないわけです。今生活保護の問題がきのうも国会で大きく問題になっておるようでございますが、いろいろの言い分があるのですが、正直者がばかを見ないようにできるだけ困った人に対しては救済の手を伸べながら弾力的に対応すると。ただし、後期高齢者医療制度は広域連合でやっておりますので、若干町の裁量が及ばない点もございしますが、できるだけその点は連携を密にして今までのような形で対処してまいりたいというように思っているわけでございます。

そして、高齢者住宅の建設に対する補助という問題ですが、先ほど申し上げておりますように、出雲崎町の実態として果たしてそういう方々がおられるのかどうか、その辺もニーズ意向調査をしっかりと進めながら、その皆様方の要望等が幾らぐらいあるのかしっかりと確かめながら、新たなそういうその枠組みと言いましようか、いろいろな条例整備等を進めながら予算措置をしていくということは大事ではないかというように思っていますので、その辺も十分またひとつそういうご要望される方があるのかどうか検討してまいりたいというふうになっておるわけでございます。

歩道関係ですが、これは車優先ということを言っているのではないのです。あくまでも歩行者優先ということを申し上げますときに、今国道、県道におきましても非常に車道除雪を優先をしているのだが、歩道がなかなか間に合わないというのが大きな課題になっております。

そこで、仮に歩道を除雪をすると。そうなりますと、歩道と車道の区分がしてある、あのブロックですとか何かで区分してあるわけでございますので、早く除雪をして歩行者優先と考えたときに、またその後で車道除雪をしたときにはその雪はもう全部かぶる状況もあるのです。その辺が今国道、県道においても大きな問題になっているのです。という点を考えまして、町道は車も余り通行量が少ないので、逆に道路自体の幅員を確保し、そして側道線も敷いておりますし、場合によっては車の待避所等々も随所に設置してその辺を緩和してまいりたいと。これがより現実的ではないかと、より歩行者の安全の確保につながるのではないかとということをおし上げている。

最後、外出等々の問題、これは町も先ほど申し上げましたようにできるだけ、逆に言うと、そういう巡回バスを出してもそこまで来ていただくのに大変なのだ。そういう現実性を考えて、タク

シー券とかあるいはネットワークサプライの皆さんが非常にこれも法的のもう1つの許可を得られて活躍しておられますので、そういうことの活用も広く周知をしてご利用いただくと。これは、タクシー券もだからもう1年間のもの使い切ったからまたそうすれば出しましょうということになっているのですから、そういう点はそういうお困りの方に対しては町なりにも細心の配慮をして対応していきたい。ただバスを出せばいいのだと、だからおれの責任は終わったということではないです。より地獄的ないわゆる立地条件、置かれている人たちの考え方、皆さんがどういう要望されるのか、画一的な考え方ではないのです。個々に入った細かな配慮の中で困っている人たちをできるだけ町として救済ではないのですが、お助けと言いましょうか、便宜を図っていきたいというのが私の考えです。

○議長（南波榮一） 田辺さん、いいですか。

○4番（田辺雅巳） 時間ですから。

○議長（南波榮一） もうちょっと何かあったら許します。

○4番（田辺雅巳） 1点だけちょっと。保険証取り上げの件なのですが、私言っているのは保険料が払えないということなのです。お金があつて払わないとかそういうことではないのです。切り詰めてもなおかつ生活が大変だという人たちが出てきているわけですから、それでもって保険証を取り上げられるのです。だから、これについてどうなのかということなのです。一応答弁はいいとしてもいいですが、念のために一応言っておきます。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 私もこの前県下の市町村長が集まりまして後期高齢者医療制度の保険関係からいろいろな問題が討議をされました。そのときにいろいろの意見が出ました。私は、なかなか行ったり来たり結論は出ない。言えばこうだ、ああ言えばこうだと言うから、私は申し上げた。

しかし、私ははっきり言って後期高齢者医療制度の今の制度の中で保険料、新潟県は5万何がしですか、下がっているのです。下がっているのがまずいと言うのです。そうではないでしょうと。私の町は、私はこれでよしと。町がいわゆる国民健康保険でお年寄りの皆さんも一緒に制度的にやってきた。そのときには、あなたがいつも指摘されているように、今国保運営基金が1億9,700万だか800万ある。これを保険料が仮に医療費がかさんで高くなったときには、私の町は絶対的に保険料をまず上げないということの大原則にして運営基金からそれを取り崩して皆さん方に保険料を上げないようにやっている。今度後期高齢者医療制度になりますと広域連合ですから、今度私たちの町も範疇が及ばない。そうでしょう。そうなるのです、制度的には。これでは私はまずい。その中で保険料がどうなるか心配したのですが、案外保険料下がっているので安堵しました。私は申し上げた。これは制度ですから、そういうことになるのです。

しかし、そういう中で町としては最善を尽くして、これは制度的にはそうなのです、広域連合が運営するのですから、町の範疇というのは狭められている。しかし、そういう中で現実にそういう

問題が起きたときには、もう密接な連携をとって、我々としてはできるだけ今の町のいわゆる進め方を適用されるようにもう強く申し入れをしながら、また町の範囲の範疇の及ぶところは頑張っていきたいということを言っているのです。これは、私たち町がやっているのだったら、私はどうでも答えます、答えるのですが、ちょっと私の意見なり、そういうものはそういう会合で話題になったときは私は言いますが、今ここで私は即あなたに申し上げたいということは、そういう制度的なものはありませんが、全力を上げてそういう皆さんに、払わない人ではなくて払えない人、そういう人に対しては全力を上げて町としても対応していきたいという気持ちは十分あるということをご理解いただきたい。

○議長（南波榮一） それでよろしいですね。

---

◇ 田 中 元 議員

○議長（南波榮一） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元） それでは、私のほうから、いつも最後ですが、一般質問させていただきます。原則として、復興支援の中でということですが、地震災害後の復興支援の問題あるいはそれからそれに関連したことについて町長の所見を伺いたいと思って申し上げます。

中越沖地震から5カ月になろうとしております。町長を先頭に職員の皆さんが復興、復旧に努力されているのには敬意を表すものでございます。

しかし、復興支援の中で幾つかの問題が提起されてきていると思います。その1つに、被害ごみの処理のことです。これは、住民のモラルにかかわる問題なのでちょっと言いづらい話なのですが、はっきりここで申し上げておきたいと思います。地震発生のごみの処理については、行政が無料収集をされました。大変結構なことだったと思います。

しかし、その収集のときに出たごみの量が半端ではなかった。もう延長、延長の連続だったと思います。それで、余りにも出され、行政担当職員や収集業者も大変苦勞されたと聞いております。特に玄関先集荷ということで、今まで出せなかった燃えないごみとか、それから粗大ごみ、そういうものが出たというふう聞いていますが、実際に私も地域を見て回って、本当にこれが地震のごみだったのかなと思うものが物すごくありました。これは、確かに行政が幾ら頑張っても、収集業者が幾ら頑張っても収集し切れないのも無理がないと思いました。ですから、そういうことについて、これはあくまでも今度逆に言うと行政ではなくて住民のモラルの問題だと思うのです。確かに庭先集荷ですから出しやすかったこともわかりますが、やはりそこは住民各位、町民各位が自分のモラルに基づいて、幾らそういう収集であっても出せないものは出せないというふうにし、先ほどの田辺議員の答弁で町長が正直者がばかを見ないようにということをおっしゃいますが、そのとおりだと思うのです。やはり地震の被害ごみが相当あったと、そういうことはありましたが、それについてやれば幾ら行政が経費を切り詰めて頑張ろうとしても無理なわけです。こういうような意識

改革を逆に今度言うならば、ごみを出す出さないではなくて、こういう住民の意識改革を行政としてどういうふうにやっていくかということについて町長のお考えがありましたらお聞かせいただきたいということが最初でございます。

それで次に、復興支援ですけれども、被害状況によるどうしても不公平感が残っています。これは、特に一部損壊に対しての支援でございますが、被害の大小は別にしても、住宅復旧に伴う建築廃材は同じものなのです。処理費用に対する考え方は同一でなければならないと原則は私は考えます。その辺の考え方がどうかと。

それで、支援のための中で、一部損壊については町が独自の融資をされまして、優遇され、利子補給もされまして制度をつくられたと。しかし、幾ら支援をされても、出されるごみは有料なのです。無料にはならない。まして支援を借りないで住宅を自力で復旧される方、これは力があるからやむを得ないという考え方もあるかも知れませんが、やはり出すごみに対しては同じ災害ごみの復旧ごみなのです。こういうものについて、どうしても私個人的にも一般住民なんかから何とかならないのかなという考え方の中で不公平感が見えるということなのです。ですから、町が幾らこれに対して、行政担当にも聞きました、これを全部町が支援したら町の財政破綻すると。そのとおりなのです。ですから、幾ら頑張っても町では財政で対応するのには限度があると思うのです。

そこで、県、国にこの制度に対するその半壊以下の、簡単に言えば制度の中にはありませんが、そういうような運用の仕方をもう少し働きかけて、制度を拡大的に利用できる方法を県や何かに働きかける用意が町長にあるかということをお聞きしたいということで質問を終わりたいのですが、実はきょうの新聞で県のほうで、これは半壊以上だと思いますが、今年度いっぱいのを来年の3月まで延長すると。これは、あくまでもいわゆる名前も入っています、柏崎市、長岡市、刈羽村、出雲崎町と名前が入っています。ここは、あくまでも修理業者、建築業者、工務店、大工さん、こういう方が間に合わないということで、年度末まで延長になって大変結構なことなので、こういう話が引き出したくて1つ質問したのですけれども、1つはちょっとあるのですが、それはそれなりに町長のお考え方をまずお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えしますが、ご承知のように今申されましたようにこのたびの中越沖地震における災害ごみの収集につきましては、1回目の臨時収集を地震発生から1週間後の7月23日、2回目を7月30日、また3回目を9月3日、いち早く収集体制を整えまして、各家庭における片づけごみなどの収集を行ったところでございます。また、収集につきまして、震災という非常事態の中で住民の皆さん方の利便を考慮しながら、各家庭の軒先まで収集に伺うなどできるだけ被災をされた皆様方の利便を図りながら実施したというところでございます。

そういった過程の中で、今田中議員さんをご指摘をされておりますように、モラルに関わるよう

な事案もあり、収集や分別などに大変多くの時間と労力、また費用をうけざるを得なかったということも事実でございます。このたびのことだけでなく、ごみ問題につきましてもまさに分別収集、いろいろの面におきましてもその排出される皆様方のモラルの問題ということに対する収集してわかるという本当に労力を費やしているところでございます。来年度から実施しますところのごみの有料化もモラルを守りながら気運意識を高め、発生を抑制すると、また再利用、再使用、再資源化という形を組み合わせながら、もったいないという気持ちも醸成の中でごみの減量化を目指すものであります。

この問題、どこの自治体におきましても大変苦慮しておりまして、これに対する決定的な特効薬というものはないということが聞かされておるわけでございますが、今申し上げましたようにごみの有料化を一つの契機といたしまして、これらの意識改革を皆さんからひとつまたご理解いただいて、行政もまたそれに対してしっかりとまた相図りながら問題の起きないように進めてまいりたいというように考えておるわけでございます。

次に、一部損壊に対する支援についてでございますが、処理費用に対する考え方、また制度やいろいろの面につきましても積極的に国や県へ働きかける気持ちはあるかというご質問でございますが、私も被災に遭った皆さんの気持ちを考えれば、被災の程度の大小というものにかかわらず、ごみ関係のことも含めて、その費用支援などを本来どうしてやるべきと理解を示しているものでございますが、今ご指摘のように限りある財源の中でございますので、やむを得ないものと考えておりますし、またそのようにご理解を賜ってまいっているところであります。

しかし、この何らかの措置を講ずることはできないかということの中で、ご案内のとおり現金の配分やこのたびの融資制度の創設も一部損壊世帯も同一に取り計らいながら対象としてなつたところでございます。一部損壊は、被害割合が1%から19%と範囲が非常に広いために、公平性を考えますと一律と言ってもなかなか困難な面があろうかなというふうに考えております。そういう中で、どこで線引きをするかということも非常に議論の分かれるところでございます。今回もささやかではございますが、3段階に分けてはございますが、これにつきましても大変おしかりをいただいておりますのでございますが、できるだけ私としては公平を保っておるということでございますが、絶対的なそういう不公平感をなくすることはなかなか難しいかなということで、おしかりをいただきながらもご理解いただいているというところでございます。

田中議員さんのご質問の趣旨、気持ちは十分に理解できるわけでございますし、先ほども申し上げましたように財政も限りはありますが、その中でできる限り被災された皆様方のお気持ちを酌み取りながら前向きに、また今後いろいろの問題も発生してまいろうかと思っておるわけでございますが、対応してまいりたいと。また、皆さん方もお気づきの点は率直にまたお伝えをいただいて、事がなるならんはともあれ、そういう問題に対しては速やかにそのご意見をいただいた皆様方にご理解いただく、対応をする姿勢というのは常に持っていかなければならぬというふうに思っていま

すので、またいろいろとお気づきの点があったらお申し付けいただきたいと思います。とっております。

○議長（南波榮一） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元） 簡単に言えば、やはりそうかなというお答えが返ってきたようでございますので、確かにごみについてはいろいろ異論があると。

それで、今一括質問ですので、今回ともう一回しかございませんので、今の関連のものを見ながら申し上げますが、結局モラルの問題については、やはり啓蒙するだけでなく、私は罰則つくれとは言いませんが、今町長が来年の4月からのごみ問題にまで絡めて申し上げられましたので、その中で質問しますが、いわゆるごみ、確かに今までは無料でしたから、今度有料になるわけですので、今の話の中でモラルも対応していきたいという話は十分考えられまして、そうあるべきだと思うし、やはり出せばいいのだと、要は簡単に言えばうちは分けるのが面倒くさいから有料ごみでもかんでも一緒に出してしまえというような考えを持っている状況が今現在は見られるわけです。ということは、各部落でもって収集されておりますごみを見ても、中に分けられるものが全部燃えるごみで入ってきている。ですから、そのようなこと、それが有料化になったから果たして、私に言わせれば1袋何円で、袋なんかいいやというような気持ちの中で、その中へ資源ごみをどんどん入れて出されれば、幾ら有料化されてもごみの量減らないかもわかりません。

しかし、そういうことを喚起する意味でも、やはり今担当課で出される資源ごみの永久保存版だとかそういうものでもってもう対応しているのだということではなくて、やはり事ある機会にそういう住民のモラル、意識改革というものをきちんとしなければならないという姿勢をやはり行政で見せていただきたいと。

この間政務調査で行ってきた四国では、ごみがないという話も聞いております。ほとんど資源ごみになるのだそうです、そうすればごみ収集なんか要らなくなってくるわけですから。そういうようなこともまたあるわけですから、やはり住民に意識を喚起する意味では、文章、保存版だけではなくて、やはりもっと突っ込んで話をする機会、それをやる機会を必要だと思うのです。その辺はいかがですかということが1つ。

それから、今収集ごみの問題は、確かに今町長おっしゃるように財政的には困難ですが、やはりその不公平感あることは否めないのです。それで1つお伺いしたいのは、地震災害というのは終わってすぐ終わるものではありません。町長もご存じのとおり、道路は地震発生後よりもひどくなっています。ということは、月数がたてばたつほど自然に傷んでくるのです。そうなった場合に、今度は担当課はまた変わってくるとは思いますが、住宅などで液状化現象ですか、地盤がやられていて、状況を見るとわからないけれども、聞いてみますと、前よりも戸のしまりが悪くなったとかということで、一部損壊でぎりぎりだったものが今になって収集する前になってもっとひどいというような場合は、今でも対応すれば一部損壊から例えば半壊以上になるのか、それをもう期限が過ぎたからもうできないのか。担当課ではなかなか難しい問題になるかもわかりませんが、町長、その

辺で流動的によって住民がさらに申請のし直しというか、見直しをしてもらった場合にこれからでも半壊になる可能性を制度的には残されるのか残されていないのか、私はちょっと不勉強でわからない。その辺はどうなのでしょう。

それだけ2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） モラルと定められた規則に基づいてごみを排出してもらいたいということにつきましては、これはいろいろな表とかあるいはまた嘱託員の皆さんを通しながら皆さんから大変ご苦勞をいただきまして、そういう分別等で間違いのあるところはそれぞれチェックしてもらいまして、そのとおりということでございますので、これはどうでしょうか、私は全体的にうまくいっているのではないかというような気がいたします。それは一部ではあるかもわかりませんが、全体を押しなべては、まずモラル、そういういわゆる迅速、規則にのっとって整然と私は進めていただいているのではないかというように考えています。中には誤ってそういうこともあると思いますが、一事をもって万事を評価をするということは私はならぬと思っています。全体的には、私は町全体としては余り聞いておりませんし、一部ではあっても全体的にはそれなりにしっかりとやっていただけのではないかと。

罰則等につきましても、ご承知のとおり今は不法投棄なんかやったら、これはもう罰金だけではない、刑法における禁固刑でも科せられるような厳しい今法律があるのです。しかし、それでも不法投棄をする人が後を絶たないと。だから、イタチごっこで、どれがどうかと言っても、やっぱり最後はひとつそれぞれの個人の規範の問題であって、その辺をしっかりと皆さんからご自覚をいただかないと、どんな網をかぶせても網の目をくぐって不法投棄なり、そういういろいろな問題が行われるということでございますので、しかしだからどうしようもないというのではなくて、そういうことに対しても我々は看板を立てたり、いろいろな意味の啓蒙をしながら進めてまいりたいというように思っておりますので、その辺もご理解をいただきたいというようには思っておるわけでございます。

さらに、地震災害、どうでしょうか、それは確かに道路もそうです。私も被災を受けておりますが、若干時間の経過によって沈下なりそういうものが起きていることは事実です。しかし、半壊に及ぶようなものはまず私はないと思っております。若干の被害、軽微的なそういう問題は出てまいりますが、決定的な、いわゆる一部損壊から半壊まで評価が変わるということは。もしあったとすれば、これは最初の査定のときに見落とししたかこちらが間違っただということになると思います。これはこちらの責任だと思うのですが、私は今の状況からしますと、できるだけ裁量を持って一部損壊から半壊の範疇はできるだけ町としては、寛大とは言いませんが、許される範囲内で上げておるつもりでございますので、まずそういう事態はないと思っております。

さらに、これらの認定につきましては、既に判定をいたされ、こういうものにつきましても県に

報告し、あるいは見舞金、義援金等ももう配布されている。ただし、見舞金もまだまだ、第1次やったのですが、2次も間もなく開かれると思いますが、大分集まっているようでございます。一部損壊に対しまして、私は主張したのですが、主張が通らず、県の第1段階は一部損壊は県はゼロ回答でしたが、何とかそういう面でも頑張っていきたいというように思っていますが、さらに出たからそれを取り上げて当てはめてどうするこうするというのは若干ちょっと無理なのではないのだろうか。私は、ちょっとわかりません。担当に答えさせます。

○議長（南波榮一） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 被害家屋の調査につきまして、今ほど町長が言われたとおりなのですが、一損から半壊にというのはなかなかないと思いますけれども、ただ、調査が外観重視でこうしていますので、外観から見えなかったところが出てきた場合は当初調査がなかなかということもあったわけですが、現実に被害なしから一部損壊になったというのがこの12月7日2件ほど見まして、全く損傷なしで当初は出ておりましたけれども、そういう形でさせていただきましたし、今後もできる限りそういうお話、要望等があれば見させてもらうのは見させてもらってということと考えておりますし、現実に当初から見たものから一番当初から見ても一部損壊から半壊、また一部損壊から大規模、半壊から大規模という変更になったのはたくさん、出ている数字ですと38%ぐらいが変わっているという状況です。お話があれば端的にまた見させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（南波榮一） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元） ありがとうございます。地震災害のほうはわかりました。

最後に1つだけ、今町長のおっしゃったモラルの問題、私やっぱりこの震災で痛いほど現場見ましたので申し上げるのですが、今町長のほうで囑託員でも何でも啓蒙しているとおっしゃるのですが、これの啓蒙は次の啓蒙がうまくないのです。ですから、担当課のほうでは呼びいただければいつでも来て詳しい説明をするという懇談会で話がございますのでしゃべればいいのですが、囑託員にお願いしても、今度その部落へ帰って集会なり伝達は文書を流すか集まってそこで話をして終わりになるわけです。そうすると、おいでになる方はごみを実際に分別している方よりもそうでない方が余計だと思うのです。ですから、やはりその辺でできれば今度そういう説明会には、この前もそうでしたが、そういうのでやるのであれば、分別する方に出てきて説明してくださいと。私なんかも部落的には1年に1回か2年に1回のごみ当番を1カ月するわけですが、部落の行政の中で。見ると、やっぱりわかるのです、特に資源ごみは。幾ら説明しても間違っているとやっぱりそれを直していかなければならぬ。そういうときは部落の集会で申し上げますけれども、そういうようなことで、やはり分ける方の啓蒙をどうするか、実際の方の。その辺をひとつ考えて。これお答え結構ですが、そういうところも考えながらまた啓蒙、モラルの改善と言いますか、意識の高揚に持っていかれるような行政でご配慮いただければと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南波榮一） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時30分)

第 3 号

( 1 2 月 1 4 日 )

## 平成19年第8回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成19年12月14日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第 2 議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 3 議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について
- 第 5 請願第 4号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないこと  
をもとめる請願書について
- 第 6 議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 第 8 議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について
- 第 9 請願第 5号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について
- 第10 陳情第 4号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択について
- 第11 議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について
- 第12 議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につい  
て
- 第13 議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 発議第 7号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書について
- 第17 所管事務調査報告（総務文教常任委員会）
- 第18 議員派遣の件
- 第19 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	欠員	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしく願いをいたします。

---

◎議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第87号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

議案第90号 公共施設の相互利用に関する協定書の一部変更について

請願第4号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこ  
なわないことをもとめる請願書について

○議長（南波榮一） 日程第1、議案第85号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につい  
て、日程第2、議案第86号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に  
伴う関係条例の整理に関する条例制定について、日程第3、議案第87号 出雲崎町職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第90号 公共施設の相互利用に関す  
る協定書の一部変更について、日程第5、請願第4号 平成20年度政府予算において、消費税の税  
率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書について、以上議案4件、請願1件を一括議題と  
します。

ただいま議題としました議案4件、請願1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、  
その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川正弘議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 総務文教常任委員長報告をいたします。

去る12月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案4件、請願1件の審  
査のため12月12日午後1時30分議員控室に委員全員が出席し、説明員の出席を得て、委員会を開催  
しました。

委員会における審査結果については別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第85号については、これは過疎地域自立促進市町村計画に水産物共同荷捌き所新設事業を追  
加するものであります。

議案第86号については、郵政民営化などの施行により文言などを改めるものです。

議案第87号については、町職員の給与に関する条例を一部改正するものであります。

議案第90号については、公共施設相互利用に関する協定書の字句を一部変更するものであります。

慎重審査の結果、各議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第4号については、来年度予算では政府も消費税を上げない方針であることから、賛成少数で不採択といたしました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第90号について、一括して討論します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

次に、請願第4号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 請願第4号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願書について、委員長報告に対して反対いたします。

理由は、この間福祉のためと導入された消費税は、17年間で175兆円の税収を生みましたが、その一方で大企業などの法人3税の減税分は160兆円もあります。消費税が福祉のためでなく、大企業への減税に使われたことは明らかであります。それで、バブル期を上回る空前の利益を与えています。また、大資産家への優遇税制も問題であります。そして、社会保障を減らして、消費税で補てんなんておかしいとは思いませんか。大企業や大資産家への優遇税制を改めれば財源はあります。したがって、請願第4号は採択すべきであり、委員長報告に反対いたします。皆さんのご賛同をお願いして討論とします。

○議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝） 先ほど委員長が申し上げたとおり、平成20年度予算におきましては、消費税は据え置くというようなことでありまして、委員長発言のとおりこの請願4号につきましては、不採択したいと思いますので、ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで請願第4号についての討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第85号を採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号を採決します。

議案第86号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決します。

議案第87号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号を採決します。

議案第90号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第4号に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（南波榮一） 起立少数です。

したがって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

---

◎議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について

請願第5号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について

陳情第4号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択について

○議長（南波榮一） 日程第6、議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第91号 町道の路線認定及び路線変更について、日程第9、請願第5号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について、日程第10、陳情第4号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択について、以上議案3件、請願1件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案3件、請願1件、陳情1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました請願1件、陳情1件、議案3件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、12月12日午前9時30分議員控室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第88号については、質疑、意見、反対討論などはなしで、採決の結果、賛成全員で可決です。

議案第89号については、質疑、意見、反対討論などはなし、採決の結果、賛成全員で可決です。

議案第91号については、質疑の中で出雲崎小学校のところの階段が町道になることに対するの質疑がありましたが、反対討論などはなし、採決の結果、賛成全員で可決です。

請願第5号については、紹介議員の田辺議員から、制度の中止、撤回を求める請願についての説明を受けました。審査の過程において述べられた意見は、この制度は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営することになっているし、制度を維持するために確実にやっていただきたい。中止、撤回を求めるならばかわりの案を出すべき等の意見の結果、採決の結果、反対全員で不採択と決しました。

次に、陳情第4号については、審査の過程において述べられた意見等は、新潟県は道路整備の依存が高いし、当町も国道352号の整備などの課題を抱えている中で、地域の活性化に不可欠な道路を整備するために必要な財源である。採決の結果、賛成全員で採択と決まりました。

以上で、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第88号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 議案第88号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について反対いたします。

06年6月に国会で後期高齢者医療制度の創設などともに成立した医療改革法に含まれるもので、本条例が08年4月から国保加入の65歳以上の高齢者の保険料を年金から天引きすることを目的としたものであり、この国保の年金から天引きすることは生活状況によって保険税の支払い猶予や分割での納入ができる現状があるにもかかわらず、生活実態を無視した問答無用での天引きは容認できません。

以上の立場から反対いたします。

○議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、日山議員。

○8番（日山正雄） 私は、委員長の報告のとおり可決すべきものと考えております。国が定めるところによってのものであり、また医療費の負担するものは義務としてまたやるべきものであろうかと、そんなふうを考え、私はこれを可決すべきものと判断をいたします。皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで議案第88号についての討論を終わります。

次に、議案第89号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について反対いたします。

理由は、私が6月議会で生活が大変、そのさなかで当町はさらに追い打ちをかけるごみ有料化して町民負担を押しつけようとしているわけであります。国民の衛生を目的として人間生活の基礎的、必需的な行政サービスとして行っていますし、ごみの減量化が進まないのは、町の責任という前提が必要だと述べました。徳島県勝浦郡上勝町の視察に行かれた議員もおられますが、上勝町ではごみゼロ宣言に見られるように、町が積極的にの思いが伝わってきました。町長の答弁は、地域一体となって取り組んでいかなければならないとして、有料化ありきで責任を回避しているようにしか聞こえてなりません。生活が大変だからごみは出すな式の不公平感は、だから私の本定例会での一般質問で高齢者の置かれている状況を初めに申し上げたわけであります。そして、処理施設維持ということで、受益者負担することも容認できるものではないと思います。

以上のことから本条例に対して反対するものであります。

○議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元） 今の反対討論におかれまして、無料化があくまでも住民の権利であるというようなことが述べられておるようでございますが、実際にはやはりお互いに共同で負担しなければならないものは共同で負担しなければならない。正直者がばかを見るような無料化案には私は納得できません。一生懸命やっている方大変多うございます。その中でやはり有料化することによって、やはりごみをリサイクルすることをもっと啓蒙する一つの手段でもあると思います。これからそれによって財政が少しでもほかのほうに向けられるということは、やはりそれなりの効果が出てきて結構なことだと思いますので、やはりこれは住民一人一人には最低の義務だと思っておりますので、有料化に対しては決して反対できるものではないということで、賛成とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで議案第89号についての討論を終わります。

次に、議案第91号について討論します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

次に、請願第5号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 請願第5号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についての委員会の報告に対して反対いたします。

理由は、後期高齢者医療制度がスタートする予定ですが、家族に扶養されている人も含めて、す

べての後期高齢者が介護保険と同じ年金天引きで有無をも言わずに保険料を徴収、保険料を払えない人からの保険証の取り上げ、ほかにも差額医療や病院の追い出しを押しつけることも検討されています。11月4日時点で全国で10県議会を含む281自治体の議会で制度の見直しなどを求める意見書が可決するなど、政府与党も一部凍結を打ち出さざるを得なくなっています。したがって、請願第5号は採択すべきであり、委員長報告に反対します。皆さんのご賛同をお願いして討論とします。

○議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元） 反対している方と賛成する方で行ったり来たりして大変あれなのですが、はっきり申し上げます。あくまでも高齢者の今回の医療は、先ほどの委員長報告にもありますように、町自体でやっている仕事ではございません。やはり広域連合という大きな組織の中で1つの形態なり、国の方針に従いやっていることではございますので、これもさっきのごみの有料化と同じで、やはりお互いにいいものがあるという中、医療制度の抜本的な改革の中の一つでございます。特に急速な少子高齢化、それから医療技術の高度な医療を取り巻く環境が変化している中で、老人医療を給付するそのための老人医療を支える一つの方策でございます。その中で、来年の4月から導入する増大する高齢者医療を社会全体で支えるために頑張る制度でございます。高齢者とは60歳以上75歳未満、一定障害者に対応した独立したものでございますので、やはりそれ相応の根拠がある制度でございますから、やはりこれはきちんとやっていただかなければならない。それを中止するなんていうのは、私は採択するというようなことはとても考えられないことではございますので、私はこの制度はこのたびの議会では不採択という委員長の報告に対して同意するものであります。皆さんのご賛同をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで請願第5号についての討論を終わります。

次に、陳情第4号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 陳情第4号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択について反対いたします。

理由は、国内は今格差社会が叫ばれて当たり前のようになっている状況のもとで、国は財政危機で高齢者、障害者などの福祉を削ってきています。また、消費税でさらに国民負担を考えています。国民負担を少なくするには、道路特定財源にするのではなく、一般財源にしてそこから社会保障や道路整備も含めた生活密着型の公共事業に使えるようにすることではないでしょうか。読売の社説

では、財源不足が進んでいない事業に集中配分するのも一考だ。毎日新聞でも、国、地方ともに一般会計でやれば透明性が高まるとしています。また、舗装率が5%以下しかなかった半世紀前に始まった制度で、今では舗装率97%に達しており、この制度を続ける理由はありません。税金が増えれば道路を余分につくるという無駄遣いの温床になっています。

以上の点から私は道路整備財源の制度堅持に関する意見書の採択については、反対いたします。皆さんのご賛同をお願いして討論とします。

○議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） この意見書については、毎年上がっている問題であります。今反対者が言われた中身が全く違っておまして、この負担制度自体が自動車の利用者が払っているお金であります。目的は、あくまでも国、地方のおくれている地域の道路整備に充てるという目的があります。ただいまの反対者の意見ですと、整備が97%という数字をおっしゃっておりますが、これは全体の数字では私はないと思います。当町におきましても、たしか1級、2級の町道は97%改良は済んでおりますが、その他の町道においてはまだ71%台であります。この辺の問題等々を考えましても、どうも目的のほうから外れている反対意見だと思います。安定的な地方の道路、それと国との連携といえますか、幹線道路の整備ということに関しましては、非常に大事な制度でありますので、堅持することに賛成するものであります。

また、後ほど意見書が上がりますので、そのときまた説明はしたいと思いますが、この制度自体は堅持しなければ大変なことになるというふうに思いますので、賛成いたします。

○議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで陳情第4号についての討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立多数です。

したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第89号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立多数です。

したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号を採決します。

議案第91号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（南波榮一） 起立少数です。

したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

- 
- ◎議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について
  - 議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
  - 議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（南波榮一） 日程第11、議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について、日程第12、議案第93号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第94号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第95号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第96号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、中川正弘議員。

○予算審査特別委員長（中川正弘） 予算審査特別委員長報告をいたします。

去る12月10日の本会議において付託されました議案5件の審査のため、12月11日午前10時40分から本会議場に委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て、委員会を開催しました。

委員会における審査結果については、別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第92号については、2款総務費では県外での大会や都心での行事の開催などに車を向けることが多くカーナビが必要なこと、4款衛生費では来年4月から始まるごみの有料化に向けての指定袋等作製、配達管理委託料が事前に必要となること、8款土木費では中越沖地震の被害による道路新設改良費4,000万円についてなど多岐にわたり質疑がなされました。審査後、採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第93号、第94号、第95号については特に質疑はなく、各特別会計補正予算について慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第96号については、1款の総務費における消費税の追加について質疑がなされ、簡易課税から一般課税に制度が切りかわった追加であることを確認しました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告を終わります。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第92号について討論します。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

- 4番（田辺雅巳） 議案第92号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について反対するものであります。

理由は、議案第89号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について反対討論いたしましたとおり、その予算が盛り込まれたためであり、容認できるものではありません。よって、平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について反対するものであります。

- 議長（南波榮一） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、田中元議員。

- 5番（田中 元） ただいまの反対討論に対して逆に賛成の討論をさせていただきます。

先ほどの条例一部改正でも賛成させていただきましたとおりでございますが、私は一般会計の補正予算（第8号）、これ全部を反対するというのに納得いかないのは第一であります。本来ならば修正で提出されるものがしかるべき姿であります。そうすると、ごみの有料化に対する予算については反対だということになると、ほかの予算書に対しては賛成なのですよということが出ます。それは賛成するけれどもということになれば、当然そこで修正でこのものはこうだから、こういう予算にしていきたいというしかるべき数字が出て当然だと思います。よって、私は先ほど申しましたように、これは苦しいながらも住民の最低の義務であると。これからの資源リサイクルに必要な諸事の一環であると考えております。よって、私は部分的な反対ではなく、今回の補正予算（第8号）については、全面的に賛成いたします。よろしく願いいたします。

- 議長（南波榮一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（南波榮一） これで議案第92号についての討論を終わります。

次に、議案第93号から議案第96号まで議案4件を一括して討論します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第92号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

- 議長（南波榮一） 起立多数です。

したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号から議案第96号まで議案4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第93号から議案第96号まで議案4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第93号から議案第96号まで議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎発議第7号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書について

○議長（南波榮一） 日程第16、発議第7号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書について議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 説明させていただきます。

道路整備財源の制度堅持に関する意見書であります。道路は住民の生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、少子高齢化、過疎化が進む中、地域の自立、競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要があります。本町では、地方拠点都市地域の中心都市（長岡市）への幹線道路である国道352号の整備などの課題を抱えており、安全で安心な地域を支える道路にはまだまだほど遠い状況であります。

こうした中で、道路整備の財源を確保するために制定されている道路整備費の財源等の特例に関する法律、これらの特例措置が維持されない場合には、地域独自の課題に対するため整備が進められている道路事業にも大幅なおくれが生じ、地域住民の日常生活の安全性や利便性の確保に重大な問題が生じると思います。

よって、国会並びに政府におかれましては、地方の道路整備に重大な支障が生じないようにしていただくために提案させていただくわけでございます。よろしく願います。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 陳情第4号でも言っておりましたが、一般財源すれば道路の財源が出てこないというふうな考え方というのは、それはまたおかしいと思います。当然道路財源が基本的には一般会計へいくと、一般財源化せいと、そこから出さなさいということを行っているわけなので、町の町道が71%の舗装率だと言われましたが、それは何ら支障はない。要求すればちゃんと出てくる問題であります。そこら辺でどうお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（南波榮一） 6番、中野委員長。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 今の質疑に対して、やはりやっていただかないとだめだというふうに思います。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 新潟日報、資料のほう見せてもらいました。暫定税率廃止を求める声が出てると。ガソリンの価格は1リットル150円を超えた。一円でも安いスタンドを求める消費者にとって24円余の暫定税率増額分とその用途への視線は厳しいというふうに書いてあるのです。この点についてどうお考えなのか、再度ちょっと質問したいというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 中野委員長。

○社会産業常任委員長（中野勝正） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今置かれている状況は、非常に大変なことは私にもわかっております。しかしながら、この制度自体が守られていないと、私ども新潟県並びに我が町村においても非常なダメージになるということとを認識していただきながら、私はそのように答弁するためであります。

○議長（南波榮一） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 発議第7号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書について反対するものがあります。

理由は、本定例会陳情第4号で、本体討論で申し上げました。不足みたいであえて言いますが、政府は公共事業の重点化、効率化の名のもとで生活道路の予算を削る一方、大都市圏の自動車専用道路など、財界言いなりの大規模事業に配分を集中しているわけでありまして。これが一層の無駄遣いと一極集中、環境破壊を進めているわけでありまして。本当に必要な道路は一般財源でもつくれるわけでありまして。

以上のことから道路整備財源の制度堅持に関する意見書について反対するものであります。

○議長（南波榮一） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） どうも一般財源化にこだわっているようでありますが、先ほど申し上げましたとおり、あくまでもこの陳情第4号に対する一つの成果としての意見書であります。今の一般財源化した場合に自由に使えるかという問題もありますし、確かに今政治課題であることは認めますけれども、例えば今これを税収をなくするということになりますと、新潟県ベースでも262億円の減収になるということで、これは非常に大きな政治問題であります。反対者は、税負担を軽くするとか

というふうに見ておりますが、逆に増える可能性が十分ありますので、とても応ずるわけにいかないというふうに思います。

よって、この意見書を提出するのに賛成であります。

○議長（南波榮一） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（南波榮一） 起立多数です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎所管事務調査報告（総務文教常任委員会）

○議長（南波榮一） 日程第17、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会から会議規則第77条の規定により報告書が提出されています。

調査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川正弘議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 総務文教常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

本委員会では、事業者から現状の情報通信環境及び今後の整備計画などを聴取しました。本町の情報格差是正のために行う具体的な整備手法を調査し、今後の基盤整備の方向性を検討しました。本町がいずれの手法を導入するかは今後の検討課題となりますが、専門家、町内各分野の委員、役場職員などで構成する委員会において、町民の意向を調査し、さらなる検討が必要と思われます。

しかし、本町の将来の地域づくりには、町内全域にわたる光ファイバー網の整備は必要不可欠であります。その時期についても、早急に実施する必要があるとの意見で一致いたしました。

そこで、本委員会は諸般の情報通信環境などを総合的に勘案して行政が主導し、2009年までに町内全域に光ファイバー網を整備するという結論を得たものであります。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 今の委員長の報告の中で質疑させていただくわけでございますが、当然予算が伴うわけでございます。財政の圧迫がどのようになっているか。その中でどれだけの予算が案としてかかるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 3番、中川委員長。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 今ほどの質問でございますが、まず12ページ、13ページに詳しく光ファイバー網の町の負担分あるいは個人負担分の資料を載せてございます。そしてまた、そのときに使えるものといえますか、それが14ページに書いてございますが、過疎地域自立促進法があるうちにあるいは総務省が進めるu-Japan政策というもののにのっかってということで、それで2009年までというふうな年度を区切ったということでございます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） わかりました。その中で、やはり財政的に町も相当負担されるわけだろうと思いますが、その辺の町民の徹底、モラルがあるだろうと思いますが、その辺は委員会としてどのような認識を持っていられたでしょうか。

○議長（南波榮一） 3番、中川議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 今ほどの私の報告にもありますが、具体的な手法もありますが、町民の意向を調査しなければならないというふうに考えております。光ファイバーを埋設することにより、ただ高度な情報手段が欲しいのか、それともケーブルテレビを導入することにより、難視聴を解消することがいいのか、どちらを選択するかによって、今回私どもが検討しましたケーブルテレビ及びBフレッツの有益性が決まってくると思います。また、今ほど中野議員から言われる当初の町の負担ですが、ケーブルテレビの場合は4億円程度ですが、Bフレッツの場合はNTTが埋設いたしますので、町には負担がかかりませんというふうに、今度逆にランニングコストの面で見ますと、ケーブルテレビのほうが引き込みあるいは個人負担等でお金がかかってまいります。どちらがいいかは、これから町が選択する施策により決まるものだというふうに考えております。これから先は我々委員会ではなく、町が施策として決定すべきものと私どもは考えております。

以上です。

○議長（南波榮一） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（南波榮一） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（南波榮一） 日程第19、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（南波榮一） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第8回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時23分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長      南   波   榮   一

署名議員      小   林   泰   三

署名議員      田   中   政   孝